国頭村地域防災計画

令和４年３月

国頭村防災会議

目次

第１編　共通編

第１章 総則

第１節　目的 …… 1

第２節　用語 …… 1

第３節　村土の概況 …… 2

第４節　災害の想定 …… 4

第５節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 15

第６節　村民等の責務 …… 20

第２章 基本方針

第１節　災害の想定と防災計画の基本的考え方 …… 21

第２節　防災対策の基本理念及び施策の概要 …… 23

第３節　本村の特殊性等を考慮した重要事項 …… 26

第４節　防災計画の見直しと推進 …… 27

第３章 災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針等 …… 29

第２節　災害に強いむらづくり …… 30

第３節　地震・津波に強い人づくり …… 51

第４節　災害応急対策活動の準備 …… 62

第５節　避難体制等の整備 …… 78

第６節　孤立化等の防災体制の強化 …… 83

第７節　道路事故災害予防計画 …… 85

第８節　海上災害予防計画 …… 86

第２編　風水害編

第１章 災害応急対策計画

第１節　組織計画…… 89

第２節　気象警報等の伝達計画…… 93

第３節　災害通信計画…… 101

第４節　災害状況等の収集・伝達計画…… 104

第５節　災害広報計画 …… 107

第６節　自衛隊災害派遣要請計画 …… 109

第７節　相互応援協力計画 …… 113

第８節　避難計画 …… 114

第９節　観光客等対策計画 …… 122

第１０節　要配慮者対策計画 …… 123

第１１節　水防計画 …… 125

第１２節　消防計画 …… 126

第１３節　救出計画 …… 127

第１４節　医療救護計画 …… 128

第１５節　交通輸送計画 …… 131

第１６節　治安警備計画 …… 139

第１７節　災害救助法適用計画 …… 141

第１８節　給水計画 …… 143

第１９節　食糧供給計画 …… 144

第２０節　生活必需品供給計画 …… 145

第２１節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 …… 146

第２２節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画 …… 150

第２３節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画 …… 151

第２４節　住宅応急対策計画 …… 152

第２５節　二次災害の防止計画 …… 153
第２６節　教育対策計画 …… 154
第２７節　危険物等災害応急対策計画 …… 156
第２８節　海上災害応急対策計画 …… 157
第２９節　在港船舶対策計画 …… 162
第３０節　労務供給計画 …… 163
第３１節　民間団体の活用計画 …… 168
第３２節　ボランティア受入計画 …… 169
第３３節　公共土木施設応急対策計画 …… 171
第３４節　航空機事故災害応急対策計画 …… 173
第３５節　ライフライン等施設応急対策計画 …… 174
第３６節　農林水産物応急対策計画 …… 176
第３７節　米軍との相互応援計画 …… 178
第３８節　道路事故災害応急対策計画 …… 179
第３９節　林野火災応急対策計画 …… 180
第４０節　食料備蓄計画 …… 181
第４１節　基地災害対策計画 …… 182
第２章 災害復旧・復興計画
第１節　公共施設災害復旧計画…… 183
第２節　被災者生活への支援計画…… 185
第３節　中小企業者等への支援計画…… 187
第４節　復興の基本方針等 …… 188

第３編　地震・津波編

第１章 災害応急対策計画

第１節　組織計画 …… 191

第２節　地震情報・津波警報等の伝達計画…… 193

第３節　災害通信計画…… 200

第４節　災害状況等の収集・伝達計画…… 200

第５節　災害広報計画 …… 200

第６節　自衛隊災害派遣要請計画 …… 200

第７節　相互応援協力計画 …… 200

第８節　避難計画 …… 201

第９節　観光客等対策計画 …… 202

第１０節　要配慮者対策計画 …… 202

第１１節　消防計画 …… 202

第１２節　救出計画 …… 202

第１３節　医療救護計画 …… 202

第１４節　交通輸送計画 …… 202

第１５節　治安警備計画 …… 203

第１６節　災害救助法適用計画 …… 203

第１７節　給水計画 …… 203

第１８節　食糧供給計画 …… 203

第１９節　生活必需品供給計画 …… 203

第２０節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 …… 203

第２１節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画 …… 203

第２２節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画 …… 204

第２３節　住宅応急対策計画 …… 204

第２４節　二次災害の防止計画 …… 204

第２５節　教育対策計画 …… 206
第２６節　危険物等災害応急対策計画 …… 206
第２７節　在港船舶対策計画 …… 206
第２８節　労務供給計画 …… 206
第２９節　民間団体の活用計画 …… 206
第３０節　ボランティア受入計画 …… 206
第３１節　公共土木施設応急対策計画 …… 206
第３２節　ライフライン等施設応急対策計画 …… 206
第３３節　交通機関応急対策計画 …… 207
第３４節　農林水産物応急対策計画 …… 207
第３５節　米軍との相互応援計画 …… 207
第２章 災害復旧・復興計画
第１節　公共施設災害復旧計画…… 208
第２節　被災者生活への支援計画…… 208
第３節　中小企業者等への支援計画…… 208
第４節　復興の基本方針 …… 208
第３章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 …… 209
第２節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 …… 209
第３節　防災訓練 …… 210
第４節　関係者との連携協力の確保 …… 210
第５節　防災教育及び広報 …… 210
資料編（巻末資料・巻末図表） …… 資料編目次参照

第１編　共通編

第 1 編　共通編

第１編　共通編

第１章　総則

第１節　目的

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づいて、国頭村の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

１　国頭村の防災対策に関する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに村民等の責務

２　治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食糧、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画

３　防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画

４　災害復旧・復興に関する計画

５　その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

(1) 共通編
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画

(2) 風水害編
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害に関する応急対策計画及び復旧・復興計画

(3) 地震・津波編
地震・津波に対する応急対策計画、災害復旧・復興計画

(4) 資料編
各編に関係する資料・様式

第２節　用　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

１　基本法　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
２　救助法　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
３　県防災計画　沖縄県地域防災計画をいう。
４　村防災計画　国頭村地域防災計画をいう。
５　村本部　国頭村災害対策本部をいう。
６　現地本部　国頭村現地災害対策本部をいう。
７　村本部長　国頭村災害対策本部長をいう。
８　現地本部長　国頭村現地災害対策本部長をいう。

第３節　村土の概況

[自然条件]

１　位置

沖縄本島最北端に位置する本村は、約北緯 26°、東経 128°にあり、東は太平洋、西は東シナ海に面しており、南には国頭地区行政事務組合の管轄にある大宜味村及び東村と隣接している。

２　面積

本村は、村面積 19,482ha と、県内市町村の中で、竹富町（33,402ha）、石垣市（22,864 ha）、名護市（21,024 ha）、宮古島市（20,450 ha）に次いで 5 番目に広大な面積を有する村で、沖縄県全体面積の約 8.6%を占めている。

３　地勢地質

地勢は、本村中央部に沖縄本島最高峰の与那覇岳（503m）をはじめ西銘岳（420m）、伊部岳（353m）など大小幾多の連山が起伏し、本島背稜山系を形成している。この緑豊かな山々を源とする多くの河川は、水清く豊富な水量を有し、沖縄県本島部の主要な水源地となっている。

地質は、山地が海岸まで迫っていることから平野部に乏しく、国頭村土地利用の約 84%は森林であり、農地は約 5%に過ぎない。土壌は粘板岩土壌、国頭礫層、古生紀石灰岩土壌、沖積土に大別される。

国頭村は、緑豊かな山林を有するとともに、沖縄本島最北端の辺戸岬から西海岸にかけて、沖縄海岸国定公園に指定されており、自然資源、自然景観に恵まれている。また、村土の約 8 割に及ぶ森林には、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等の天然記念物が生息するなど、優れた自然環境を有し、この豊かな森は本村のみならず沖縄県、日本及び世界の貴重な財産である。

４　気候・気象

国頭村は気候学的には、亜熱帯海洋性気候に属しており、平均気温は一年を通して全国と比較して高い値となっている。

沖縄県において、春から夏に代わる時期に梅雨（5～6 月）があり（方言で「小満芒種（スーマンボースー）」）、梅雨明けと共に本格的な夏が訪れ台風期に入る。降水量は、年間をとおして全国と比べて多くなっている。

[社会条件]

１　人口

国頭村における人口は、平成 22 年国勢調査より 5,188 人（2,114 世帯）となっている。
国頭村の地域の構成は、辺土名地域、東部地域、西部地域の 3 つに分類され、この 3 つの地域の中で特に人口が集中しているのが辺土名地域となっており、字別では、辺土名に国頭村人口の約 30%（1,629 人）が集中している。

また、国頭村全体の人口について人口の推移をみると、平成 12 年では 5,825 人だったのに対し、平成 22 年では 5,188 人と減少している。

２　高齢者

辺土名地域において、75 歳以上の割合が最も多いのが与那で 21.7%となっている。国頭村全体で見ると、辺土名地域における 75 歳以上の割合は、約 1/8 程度となっており、他の地域よりも比較的 75 歳以上の割合は少ない。

西部地域では辺野喜の 47.1%が最も多く、最も少ない宇嘉においても 23.6%と、全ての字において 75 歳以上の割合が字人口の約 1/4 以上を占めている。
東部地域では、楚洲の 29.5%が最も多く、奥が 25.7%、安田が 15.9%、安波が 19.0%となっている。

３　避難行動要支援候補者（75 歳以上）

字別の避難行動要支援候補者の人口をみると、辺土名に 215 人と多くの避難行動要支援候補者が集中しており、その他の字については、概ね 50 人以下となっている。

４　支援者候補数（生産人口（16 歳～65 歳）/避難行動要支援候補者）

辺土名地域における字別の支援者候補割合をみると、支援者候補数が最も多いのは奥間で 6.2 人となっており、最も少ない地域は比地で 2.3 人となっている。

西部地域において、最も多いのは宇嘉の 4.0 人、最も少ないのは宜名真の 1.3 人となっている。

東部地域において、最も多いのは安波の 3.5 人、最も少ないのは奥の 1.9 人となっている。

第 4 節　災害の想定

本計画は、本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771 年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、可能な限り対策を講じる必要がある。

1　風水害（「国頭村災害事前危険度評価」参照）

(1) 台風

ア 昭和 32 年台風第 14 号　フェイ

襲来年月日	昭和 32 年 9 月 25 日、26 日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26 日）
死傷者・行方不明者	193 名（うち死者及び行方不明者 131 名）
住宅全半壊	16,091 戸

イ 第 2 宮古島台風（昭和 41 年台風第 18 号　コラ）

襲来年月日	昭和 41 年 9 月 5 日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3～6 日）
傷　者	41 名
住宅全半壊	7,765 戸

ウ 平成 15 年台風第 14 号　マエミー

襲来年月日	平成 15 年 9 月 10 日、11 日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12 日）
死傷者	94 名（うち死者 1 名）
住宅全半壊	102 棟（うち全壊 19 棟）

(2) 地すべり

発生年月日	平成 18 年 6 月 10 日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量　533mm（5／1～6／9、観測地点：胡屋）
降雨状況	日降雨量　　88mm（6／10、観測地点：胡屋）
地すべりの規模	平均高さ 30m（最大 42m）、長さ約 335m
移動土量	約 34 万 m^3　、地すべり面積　5 万 6 千 m^2
地すべり幅	最大 260m
人的被害	なし
道路損壊	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川の氾濫（浸水想定）

県において、県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川が氾濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測している。

なお、支川の氾濫、高潮及び内水による氾濫等は考慮されていない。

対象水系・区間	想定降雨（発生確率）	関係市町村（浸水予測概要）
安里川水系 （安里川･真嘉比川・久茂地川）	安里川流域全体に日総雨量で 400mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	那覇市（安里川･真嘉比川･久茂地川沿い周辺で浸水深 0.5m未満）
安謝川水系 安謝川	安謝川流域全体に 60 分の降雨量で 104mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	那覇市（安謝川沿い周辺で浸水深５ｍ未満）
国場川水系 国場川	国場川流域全体に 60 分の降雨量で 102mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	南風原町（国場川沿い周辺で浸水深２ｍ未満）
小波津川水系 小波津川	小波津川流域全体に日総雨量で 399mm、ピーク時の１時間に 95.2mm（30 年に 1 回程度起こる大雨）	西原町（兼久川から小那覇川付近にかけて浸水深１ｍ未満）
比謝川水系 比謝川	比謝川流域全体に日総雨量で 380mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	沖縄市（比謝川、与那原川沿い周辺で浸水深５ｍ未満）
天願川水系 天願川	天願川流域全体に 60 分の降雨量で 92mm（30 年に 1 回程度起こる大雨）	うるま市（天願川沿い周辺で浸水深５ｍ未満）

(4) 高潮（浸水想定）

本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定の概要

対　象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。
宮古･八重山諸島	①宮古島の真上を北上 ②宮古島の西側を北上 ③石垣島と西表島の間を北上 ④西表島の西側を北上 ⑤宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸や河川に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

(5) 土砂災害（危険箇所・区域）

村内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が 72 箇所存在する。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

村内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種　別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合　計
土砂災害危険箇所 （国土交通省、平成 14 年度）	45	26	1	72
土砂災害警戒区域 （国土交通省、平成 25 年度）	57	26	1	84

山地災害危険地区 （林野庁、平成 19 年度）	36	54	0	90
農地地すべり危険箇所 （農林水産省農村振興局、平成 10 年度）	-	-	0	0

2　地震及び津波の被害想定

本村の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

県の想定において、陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 20 の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大地震はすべての地震で震度 6 弱以上と予測され、前回調査でも想定した 5 地震のうち 4 地震では震度 7 が予測されている。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備　考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）	前回調査（平成 21 年度）より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）	
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）	
沖縄本島南部スラブ系	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6 強）	
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が強い（7）	
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	平成 23･24 年度津波被害想定調査より
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が強い（6 弱）	
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が強い（6 強）	
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6 強）	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6 弱）	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島､伊是名島において震度が強い(6 強)	
沖縄本島南東沖地震 3 連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6 強）	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6 強）	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6 強）	平成 25 年度に新規設定
宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6 強）	
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6 強）	

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震災害）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、災害時要援護者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとした。

(3) 予測結果の概要

本村の予測死者数は、沖縄本島南東沖地震 3 連動で最大 466 人となっており、そのほとんどは津波によるものである。

津波被害のない想定については沖縄本島北部スラブ内地震のケースで死者が 5 人となっている。

負傷者数は、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースにおいて多く、3,011 人となっている。また、避難者もこのケースが最も多く 1,042 人に上る。

負傷の主な原因となる建物被害も、沖縄本島南東沖地震 3 連動の被害が突出し、全壊が 1,415 棟、半壊が 604 棟に上る。

ライフラインについても、沖縄本島南東沖地震 3 連動の被害が突出しており、断水人口は 4,908 人となっている。

また、停電は 4,119 戸、電話支障が 1,646 回線となっている。

各想定地震（冬の夕方の場合）の被害量は、次のとおりである。

村内の地震・津波被害量予測一覧

想定地震	死者 (津波)	負傷者 (津波)	避難者 直後	避難者 1 週間	全壊 (津波)	半壊 (津波)	断水	都市ガス停止	下水道被害	停電	通信機能障害
沖縄本島南部断層系による地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
伊祖断層による地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
石川-具志川断層系による地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
沖縄本島南部スラブ内地震	0 人 (0 人)	21 人 (0 人)	43 人	265 人	69 棟 (0 棟)	168 棟 (0 棟)	2,954 人	—	—	246 戸	83 回線
宮古島断層による地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
八重山諸島南西沖地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
八重山諸島南方沖地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
八重山諸島南東沖地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	5 人	7 人	13 棟 (0 棟)	18 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
沖縄本島南東沖地震	292 人 (291 人)	551 人 (521 人)	229 人	418 人	262 棟 (177 棟)	231 棟 (16 棟)	4,074 人	—	—	1,335 戸	572 回線
沖縄本島東方沖地震	462 人 (462 人)	2,910 人 (2,882 人)	993 人	433 人	1,329 棟 (1,224 棟)	496 棟 (325 棟)	4,633 人	—	—	3,978 戸	1,624 回線
石垣島南方沖地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
石垣島東方沖地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
石垣島北方沖地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
久米島北方沖地震	33 人 (33 人)	702 人 (692 人)	596 人	152 人	363 棟 (306 棟)	787 棟 (686 棟)	1,398 人	—	—	1,021 戸	498 回線
沖縄本島北西沖地震	77 人 (77 人)	1,004 人 (998 人)	790 人	300 人	1,197 棟 (1,139 棟)	368 棟 (306 棟)	2,470 人	—	—	3,419 戸	1,483 回線
沖縄本島南東沖地震 3 連動	466 人 (463 人)	3,011 人 (2,944 人)	1,042 人	501 人	1,415 棟 (1,178 棟)	604 棟 (277 棟)	4,908 人	—	—	4,119 戸	1,646 回線
八重山諸島南方沖地震 3 連動	0 人 (0 人)	1 人 (0 人)	8 人	10 人	15 棟 (0 棟)	21 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
沖縄本島北部スラブ内地震	5 人 (0 人)	122 人 (0 人)	148 人	716 人	237 棟 (0 棟)	569 棟 (0 棟)	0 人	—	—	1,214 戸	424 回線
宮古島スラブ内地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線
石垣島スラブ内地震	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 棟 (0 棟)	0 棟 (0 棟)	0 人	—	—	0 戸	0 回線

注：（津波）の欄は津波による被害数である。

(4) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、沖縄県において発生する可能性が高い地震等から設定されたものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では、市町村の地震防災対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、(2)の被害項目について予測を行った。

３　津波の浸水想定（「国頭村災害事前危険度評価」参照）

(1) 津波浸水想定

国頭村の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア　切迫性の高い津波（レベル 1 の津波として定義）

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）津波浸水想定のモデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖１（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖２（NM11）	60km	30km	20m	7.8
⑪	石垣島南方沖（IM00）	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	(※2)
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

イ　最大クラスの津波（レベル 2 の津波として定義）

平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	（※3）
⑦	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8 m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。
※2 ② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震の規模を再現したものである。
※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

ウ　最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、最新の知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球開口の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	（※3）
⑨	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。
※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。
※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。
※4：1791 年の地震の再現モデル。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位
「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間
「津波到達時間」津波第 1 波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間
「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

L1 津波

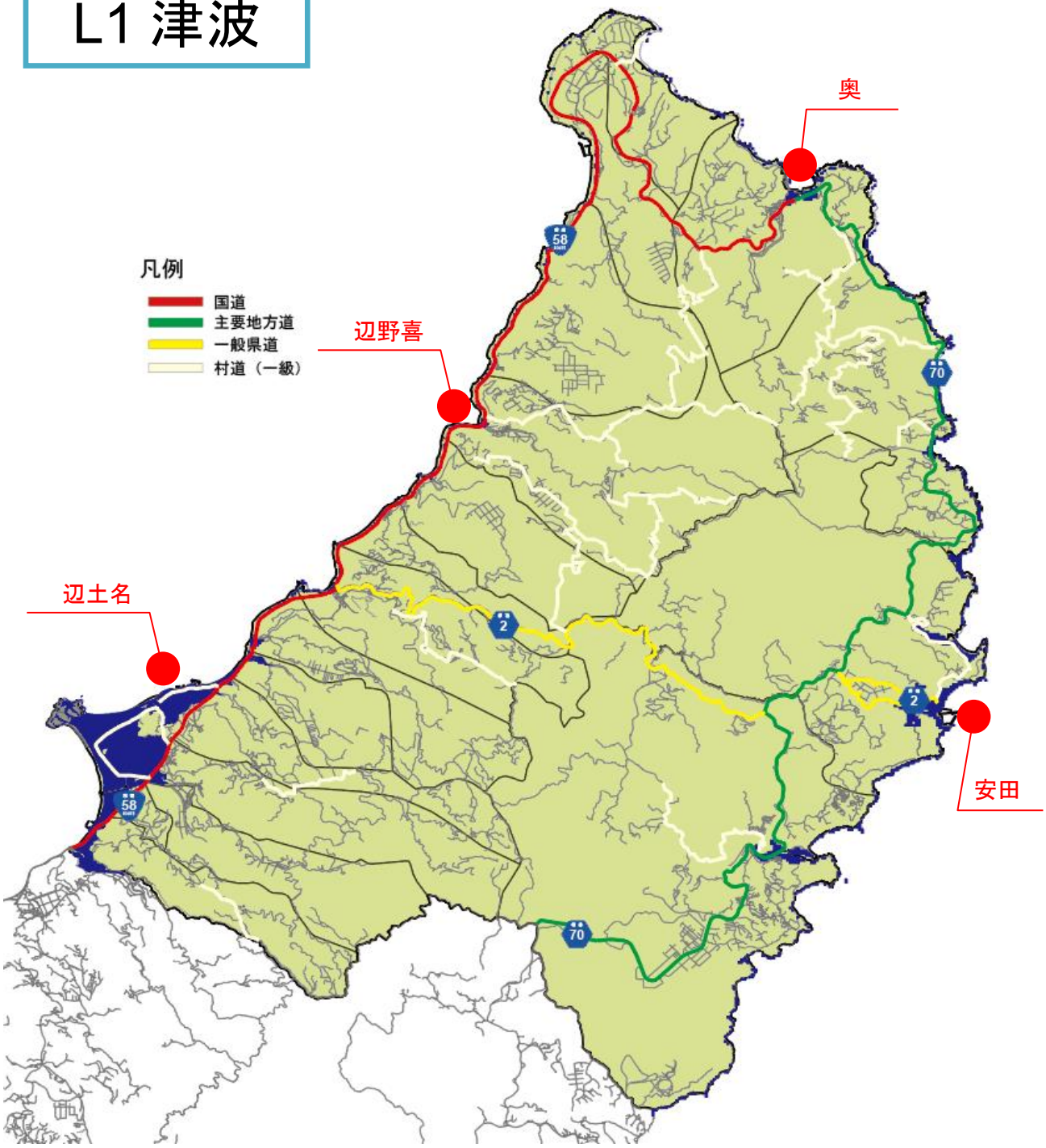

市町村名	No	代表地点	沿岸の最大水位（m）	最大遡上高（m）	影響開始時間（分）	津波到達時間（分）
国頭村	1	奥	2.2	3.8	8	18
	2	安田	5.1	12.2	14	21
	3	辺野喜	2.1	3.0	7	17
	4	辺土名	4.2	5.2	10	24

※「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）

L2 津波

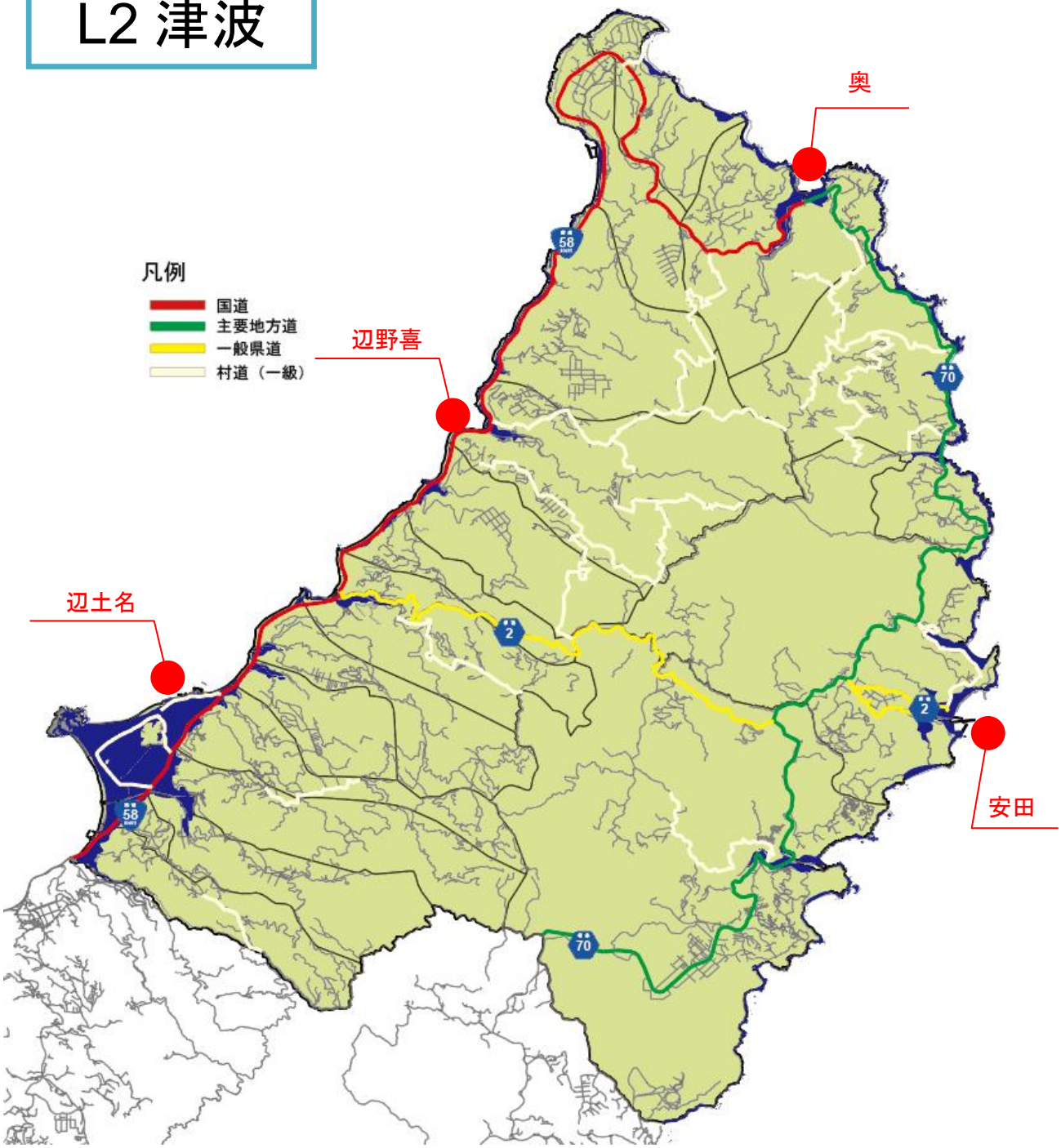

市町村名	No	代表地点	最大遡上高（m）	影響開始時間 ±20cm（分）	影響開始時間 ±50cm（分）	津波到達時間（分）
国頭村	1	奥	11.3	8	14	16
	2	安田	19.4	8	14	17
	64	辺土名	9.3	22	33	36
	65	辺野喜	6.3	20	24	25

※「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）

第５節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

国頭村及び本村の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

１　国頭村

(1) 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備及び点検
(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 水防、消防、救助その他の応急措置
(8) 災害時の保健衛生及び文教対策
(9) 災害時における交通輸送の確保
(10) 被災施設の災害復旧
(11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
(12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
(13) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
(14) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力

２　国頭地区行政事務組合消防本部

(1) 消防、水防及びその他災害応急措置に関すること
(2) 避難者の誘導に関すること
(3) 人命の救出及び救急に関すること
(4) 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

３　指定地方行政機関

(1) 沖縄総合事務局

ア　総務部
(ｱ) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
(ｲ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること

イ　財務部
(ｱ) 地方公共団体に対する災害融資
(ｲ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
(ｳ) 公共土木等被災施設の査定の立会
(ｴ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

ウ　農林水産部
(ｱ) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
(ｲ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
(ｳ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
(ｴ) 応急用食糧、災害復旧用材等の調達・供給対策

エ 経済産業部
(ｱ) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
(ｲ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

オ　開発建設部
(ｱ) 直轄国道に関する災害対策
(ｲ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
(ｳ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
(ｴ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
(ｵ) 大規模土砂災害における緊急調査

カ　運輸部
(ｱ) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
(ｲ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
(ｳ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(2) 沖縄森林管理署
ア　国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
イ　災害復旧用材の需給対策
ウ　国有林における災害復旧
エ　林野火災防止対策

(3) 沖縄防衛局
ア　米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
イ　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
ウ　「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
エ　日米地位協定等に基づく損害賠償
オ　地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

(4) 那覇産業保安監督事務所
ア　鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
イ　災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

(5) 那覇空港事務所
ア　空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
イ　航空運送事業者に対する輸送の協力要請
ウ　被災者、救助物資等の航空機輸送の調整

(6) 第十一管区海上保安本部
ア　警報等の伝達に関すること
イ　情報の収集に関すること
ウ　海難救助等に関すること
エ　緊急輸送に関すること
オ　物資の無償貸与又は譲与に関すること
カ　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
キ　流出油等の防除に関すること
ク　海上交通安全の確保に関すること
ケ　警戒区域の設定に関すること
コ　治安の維持に関すること
サ　危険物の保安措置に関すること

(7) 沖縄気象台
ア　気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
エ　市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(8) 沖縄総合通信事務所
ア　非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害ＦＭ局の開設など）
イ　災害時における非常通信の確保
ウ　災害対策用移動通信機器の貸出
エ　沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(9) 沖縄労働局
ア　災害時における労働災害防止対策
イ　災害に関連した失業者の雇用対策

(10) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
ア　災害廃棄物等の処理対策に関すること
イ　環境監視体制の支援に関すること
ウ　飼育動物の保護等に係る支援に関すること

４　自衛隊
(1) 災害派遣の準備
(2) 災害派遣の実施

５　沖縄県
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
(4) 防災に関する施設及び設備の整備
(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 水防、消防、救助その他の応急措置
(8) 災害時の保健衛生及び文教対策
(9) 災害時における交通輸送の確保
(10) 被災施設の災害復旧
(11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
(12) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
(13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
(14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

６　沖縄県警察（名護警察署）
(1) 災害警備計画に関すること
(2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
(3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
(4) 交通規制・交通管制に関すること
(5) 死体の見分・検視に関すること
(6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

７　指定公共機関
(1) ＮＴＴ西日本(株)沖縄支店、NTT コミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)
電信電話施設の保全と重要通信の確保

(2) (株)ＮＴＴドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)
移動通信施設の保全と重要通信の確保

(3) 日本赤十字社（沖縄県支部）

ア　災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
イ　地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること
ウ　義援金の募集及び配分の協力に関すること
エ　災害時における血液製剤の供給に関すること

(4) 日本放送協会（沖縄放送局）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(5) 沖縄電力(株)名護支店
ア　電力施設の整備と防災管理
イ　災害時における電力供給確保

(6) 日本郵便(株)沖縄支社（国頭郵便局、奥郵便局、安田簡易郵便局）
ア　災害時における郵便事業運営の確保
イ　災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱
ウ　災害時における窓口業務の確保

８　指定地方公共機関
(1) （一社）沖縄県医師会（北部医師会）
災害時における医療及び助産の実施

(2) （一社）北部地区薬剤会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

(3) （一社）沖縄県バス協会
ア　災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
イ　災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

(4) 沖縄県トラック協会
災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者などの輸送の協力に関すること。

(5) 琉球海運(株)
災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

(6) （一社）沖縄県高圧ガス保安協会
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援

(7) （福社）国頭村社会福祉協議会
ア　村が行う防災及び応急対策への協力
イ　被災者の救護活動の展開
ウ　ボランティアの受け入れ、支援、ボランティアセンターの運営

(8) 沖縄コンベンションビューロー
ア　観光危機への対応に関すること
イ　観光・宿泊客の安全の確保に関すること

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 国頭村立保健センター、国頭村立診療所、国頭村立東部僻地診療所
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

(2) 国頭村災害応急対策建設業者会
ア　災害時の重機等による救援活動の協力に関すること
イ　災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること

(3) 沖縄県農業協同組合（国頭支店）、国頭漁業協同組合、国頭村森林組合
ア　農林漁業関係者の安全の確保に関すること
イ　農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
ウ　災害時における食糧及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること
エ　農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること
オ　被災農林漁業者の再建支援に関すること

(4) 国頭村商工会
ア　被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
イ　救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること
ウ　災害時における物価安定についての協力に関すること

(5) 危険物等取り扱い事業者
ア　危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること
イ　災害時における石油等の供給に関すること

(6) 国頭村老人福祉センター、特別養護老人ホーム北斗園、楚洲あさひの丘
ア　入所者及び通所者の安全の確保に関すること
イ　福祉避難所としての役割に関すること

(7) 病院管理者
ア　入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること
イ　被災傷病者の救護に関すること

(8) 金融機関
被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること

(9) 国頭村学校給食センター
災害時の炊き出しに関すること

(10) 国頭村環境センター、国頭地区行政事務組合やんばる美化センター
災害時における廃棄物・ゴミ及びし尿処理に関すること

(11) 国頭村葬祭場
火葬等に関すること

(12) 報道機関
災害状況及び災害対策に関する報道

(13) 国頭村婦人会
災害時における女性の福祉の増進

第６節　村民等の責務

国頭村民及び村内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

１　村民

(1)　防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
(2)　自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
(3)　飲料水、食糧及び生活用品等の７日分以上の備蓄と点検
(4)　消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
(5)　警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
(6)　家族及び近所の要配慮者等の避難支援
(7)　災害廃棄物の分別
(8)　その他自ら災害に備えるために必要な行動

２　自治会・自主防災組織

(1)　自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
(2)　地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
(3)　要配慮者の把握及び避難支援プランの作成協力
(4)　地区の孤立化対策（通信機器・食糧備蓄等）
(5)　自主防災リーダーの養成
(6)　自主防災活動及び訓練の実施
(7)　気象情報等の収集及び伝達
(8)　地区内の要配慮者者及び被災者の救助・救援対策の協力
(9)　災害時の避難所の自主運営
(10)　災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

３　事業者

(1)　従業員の防災教育及び訓練
(2)　事業継続計画（BCP）の作成及び更新
(3)　所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
(4)　従業員等の飲料水、食糧及び生活用品等の備蓄と点検
(5)　自衛消防活動・訓練
(6)　気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
(7)　消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
(8)　要配慮者者等の避難支援
(9)　災害廃棄物の分別
(10)　災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は防災復旧に必要な物資、資財、人材等に関わる事業者に限る。）
(11)　その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第１編　共通編

第２章　基本方針

第１節　災害の想定と防災計画の基本的考え方

１　想定の考え方

(1) 想定災害

ア　地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第１章　第４節　３のアに示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震や明和８年（1771 年）八重山地震による大津波などがあげられ、第１章　第４節　３のイに示す地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ　風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、トンネルでの大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア　被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ　今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ　津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることにも留意する。

２　防災計画の考え方

国頭村及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。また、想定のレベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア　最大クラスの災害に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ　比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、村民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア　人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。国頭村及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ｱ) 県全体の人口が増加基調にあるなか、人口減少が進む本村においては、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。このような状況下において、本村では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(ｲ) 高齢者や障害者等の要配慮者（※1）が増加している。防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ｳ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、本村の防災体制を強化する必要がある。

(ｴ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(ｵ) 村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(ｶ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(ｷ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ　近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による県や市町村等の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して 2 つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本村において発生の可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第２節　防災対策の基本理念及び施策の概要

本村は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念される。また、沖縄本島の最北端に位置し、ほぼ全ての集落が沿岸部にあり、前述の災害に対して脆弱な環境となっている。加えて、各集落を結ぶ交通ネットワークも分断し、集落が孤立する可能性もある。さらに、県内の他の地域にくらべて避難行動要支援者の割合も多い。このことからも、村民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、村の行政上最も重要な施策の一つである。

このような状況下において、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、国、県、市町村及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市町村、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、以下の通りである。

１　周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

ア　災害規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

イ　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2)施策の概要

ア　災害に強いむらづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

イ　事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

ウ　村民の防災活動を促進するための防災教育等による村民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による村民の防災活動環境の整備等

エ　防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、必要とされる食量・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

カ　地区（集落）防災減災計画の推進

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、村内の地区居住者等から提案があった場合等に、村防災計画に地区防災計画を定めることができる規定である。なお、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、村がワークショップ等の手法を用い、村民との対話を図りながら、各集落に即した地区防災計画を策定していくことが必要である。

キ　避難行動要支援者名簿作成

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を災害から保護するため、村長が避難について特に支援が必要なものの名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有を行う。

名簿の作成にあたっては、下記の項目に留意し作成する。

・避難支援など関係者となる者
・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
・名簿の更新に関する事項
・名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
・要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
・避難支援等関係者の安全確保

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1)基本理念

ア　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2)施策の概要

ア　災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、村民の避難誘導、要配慮者者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

イ　発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

ウ　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

エ　被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動

オ　被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合せへの対応

カ　被災者の生活維持に必要な食糧・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給

キ　被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

ク　防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

ケ　応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じ村民の避難及び応急対策の実施

コ　ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1)基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2)施策の概要

ア　被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

イ　物資、資財の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧

ウ　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり

エ　災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理

オ　被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援

カ　被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

４　その他

国頭村、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、村民等の間及び村民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第３節　本村の特殊性等を考慮した重要事項

本村は沖縄本島の最北部に位置し、自然豊かな山地が広がり、これを観光資源としたエコツーリズム等で地域活性化を行っている。一方で、山地が卓越しているために集落（区）は河口部の狭小な平地に分散して存在する。このため、東日本大震災で甚大な被害を生じた三陸地域と同様に津波災害に対しては脆弱な地域構造となっている。

地域住民の生命と共に、観光客の安全性を確保し、本村に適した（自然環境と共生しながら災害リスクを軽減する）減災地域社会の形成を目的として、実行力のある地域防災計画の見直しを図ることが重要である。また、以降に示す個別課題に対して、ソフト及びハード対策を組み合わせて、対応することが必要とされる。

１　自助・共助・公助一体となった災害対応力の向上

地域の情報と共に、平時から正しい防災の知識を持ち、災害発生時には、自ら考え、行動できるようにする自助の取組みが必要となる。さらに、地域における防災活動の中核となる人材を育成する等の共助の取組みを強化するとともに、防災関係機関は、村民の安全・安心を守るためにとりえる手段を尽くし、自助・共助・公助が一体となって、村内の全域の災害対応力の向上を図ることが必要不可欠である。

特に、地域の災害対応力を高めるためには、地域住民と一体となった取組みが必要不可欠である。そのため村は、防災計画及び実施計画等に基づいた、村民への防災に関連する普及啓発、地域の防災訓練や自主防災組織の構築等に向けた取組を行う。

公助として、庁内においては、各班の事務分掌と班体制のあり方について、庁内の組織体制の実態と照らし合わせ、最大限効果を発揮する仕組み作りが必要となる。

さらには、行政自らが被災し、行政機能が低下した場合に備え業務継続計画の取組みと共に、隣接市町村及び広域行政機関（国、県）との連携体制の取組みが必要である。

２　集落の特徴を活かした対策の強化・推進

各集落の災害に対する現状を概略評価したところ、地理的要因等から、発災後においては孤立化してしまい、広域的なサポートが期待できない可能性が考えられる。そのことからも、個人の災害対応力と共に個別集落全体での災害対応力を高めるとともに、各集落の特徴を活かした効果的な展開が可能となる様な配慮を行うことが必要である。

３　様々な災害に対応できる対策の強化・推進

国頭村においては、風水害、津波・地震と、様々な被災状況が考えられる。様々な災害に対応するためには、共通に取り組む必要がある事項を整理し、その上で各災害の特性に応じて対応することが求められる。

対策においては、ソフト対策とハード対策を組合せ、効果的な対策の強化・推進を図ることが必要とされる。

４　避難行動要支援者等の対策の推進

県内でも高い水準で進みつつある、地域の過疎化と高齢化を背景に、避難行動要支援者に対しての対応は重要な課題の一つである。地域防災計画の見直しにおいては、避難行動要支援者に対しての様々な防災対策を講じる上で、効果的な展開が可能となるような配慮を行うことが求められる。

観光客等については、観光実態のさらなる調査を進めるとともに、各施設（宿泊施設等）と連携を図り、効果的な対応策について検討を行うことが必要である。

地域防災計画の見直しの取組みと共に、地域の実態にあった、避難行動要支援者支援プラン（全体計画）の策定と共に、個別計画の充実を図ることが必要である。

５　計画の実効性を高める仕組みづくり

地域防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、実際の災害に機能し地域の実態にあった計画となるよう、継続的に見直しを続けていく必要がある。

地域防災計画の効果的な運用を図るため、実施計画、職員行動マニュアル、業務継続計画等の地域防災に対応した具体な計画の作成と、地域防災計画における位置づけを図ることが必要である。

第４節　防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国頭村、県、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

１　防災計画の効果的推進

(1) 本計画に基づき村は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。

(2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して村内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。村が地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

(3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。

(4) 村の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。

ア　実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証

イ　計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
ウ　BCP（Business Continuity Plan：業務継続計画）の策定

(5) 村は、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

(6) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う村民運動を展開する必要がある。「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクをとるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組により、災害に強い人材の育成を図る。

(7) 村、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、村は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(8) 本計画は、本村の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。国頭村防災会議は、本計画の実施状況並びこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

(9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

２　防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

県、指定地方公共機関及び市町村は、防災計画間の必要な調整、県から市町村に対する助言等を通じて、本計画、防災業務計画、市町村地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置付けることとする。

第１編　共通編

第３章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針等

第１款　災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いむらづくり」、「災害に強い人づくりのための訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の５つ、そのほかの個別事項として「孤立化等の防災体制の強化」、「道路・軌道・航空機事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分し、次節以降に詳細を示す。

第２款　災害予防計画の推進

１　減災目標（実施主体：村）

村では、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協議して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

評価指標	現状	年度	減災目標	目標年
津波高潮ハザードマップ作成市町村数	平成 26 年度 対応済み	－	－	－
自主防災組織率	7 地区/20 地区	R3	20 地区	10 年後
村管理河川の浸水想定	－	－	村管理のすべての河川	3 年後
避難支援個別計画の策定	－	－	対象施設	3 年後

(注) 目標の開始年度は令和 4 年度で、10 年後の場合の目標年数は令和 13 年度である。

２　緊急防災事業の適用（実施主体：村、県）

本村の特殊性をふまえて、国・県等の防災事業を積極的に活用し、防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県が策定した、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五ヵ年計画を参考に、村内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いむらづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、村は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

３　防災研究の推進（実施主体：村、県、防災関係機関）

本村の防災対策を効果的、効率的に進めるため、村域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

(1) 防災研究の促進

国や大学等の調査研究成果を活用するほか、総合的な調査や研究を促進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、村内の防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

第２節　災害に強いむらづくり

村及び県、国は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

第１款　防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：村、県）

１　防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

２　防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

(1) 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐとともに、村は県と連携し、新規に事業を予定している場合、防災上の観点から適切な指導を受ける。

(2) 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

第２款　都市基盤施設の整備（実施主体：村、県）

１　都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

村及び県は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

２　防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

(1) 防災拠点機能の確保（村、県）

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

(2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置（実施主体：村、県）

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

(3) 防災上重要な道路の整備（実施主体：村、県、国）

ア　道路整備に関わる防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

イ　道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

(ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

(イ) 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

ウ　緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

エ　道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

オ　応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

(3) 港湾・漁港整備事業（実施主体：港湾管理者、県）

ア　港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないよう、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

本県における耐震強化岸壁等の整備状況については風水害編　第 1 章　第 15 節　1 の(5)を参照

イ　応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、航路等に水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

３　火災に強いむらの形成（実施主体：村、県）

(1) 火災に強い村の形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア　不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ　消火活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員６ｍ以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

ウ　延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ　地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア　防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ　公営住宅の不燃化推進

村営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

ウ　消防施設等の整備促進

県及び市町村は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、市町村の消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

エ　水防、救助施設等の整備計画促進

水防、救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

(ｱ) 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

(ｲ) 救助施設等
　救急業務非実施市町村においては、消防法第 35 条の６の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

(ｳ) 流出危険物防除資機材
　県、市町村、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。
ａ 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
ｂ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
ｃ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
ｄ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

４ 林野火災予防計画（実施主体：村、消防本部、県、名護警察署、沖縄森林管理署）
　林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 林野火災対策の推進
ア　県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

イ　市町村等においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

(2) 出火防止対策
ア　県、市町村及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。

イ　さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。

ウ　市町村及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

エ　火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練
ア 県及び市町村は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。

イ 林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

(4) 消防施設等の整備
※第２節 第２款 ３ ⑵ 「ウ 消防施設等の整備促進参照」

５　津波に強いむらの形成（実施主体：村、県）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのむらづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い安田地区を想定し、概ね 14 分程度の避難を可能とする。

(4) 村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため､村関係部局連携による計画作成や、むらづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのむらづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾･漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

(7) 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

(8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いむらの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(9) 社会福祉施設や医療施設、消防署等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第３款　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

１　地盤災害防止（実施主体：村、県）

(1) 危険性

地盤災害の発生については、本村沿岸部周辺の低地等で液状化の危険性が高く、浜地区、半地地区、鏡地地区、与那地区、謝敷地区、佐手地区、奥地区、楚洲地区、安田地区において、集落の近辺又は集落内での発生が予想されている。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、村内の斜面造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

村内の地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア　村の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。
イ　今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
ウ　液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に村民や関係方面への周知・広報に努める。
エ　阪神･淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
オ　宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

２　土砂災害予防計画

(1) 砂防関係事業（実施主体：村、県、沖縄総合事務局）

ア　危険箇所・警戒区域等

本村は、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の渓流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所が 72 箇所、土砂災害警戒区域に指定された箇所が 84 箇所ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、「国頭村災害事前危険度評価」のとおりである。

イ　対策

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域指定を進める。

村は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、村地域防災計画に避難体制に関する事項を定める。

県は、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減災対策を進める。

また、警戒避難等が困難な危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じて防災工事を実施する。

(2) 警戒避難体制の整備（実施主体：村、県）

ア　監視装置等の整備等

県は、国（沖縄総合事務局）とともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計及びワイヤーセンサー等の設置並びに流木・風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

イ　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に伴う措置

(ア) 土砂災害警戒区域

a　県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

b　村は、当該区域の指定を受けた場合、警戒区域ごとに土砂防災に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本本法 48 条 1 項の防災訓練として村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあたっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、本計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域
県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。
a　住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
b　建築基準法に基づく建築物の構造規制
c　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
d　勧告による移転者への融資及び資金の確保

(ウ) 土砂災害特別警戒区域に基づくハザードマップ等の作成、配布
　村は、土砂災害特別警戒区域に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

３　治山治水計画

(1) 治山事業（実施主体：村、県、沖縄森林管理署）
ア　危険区域
　平成 19 年度の山腹崩壊危険地区は 36 箇所、崩壊土砂流出危険地区は 54 箇所、地すべり危険地区は 0 箇所で、計 90 箇所となっている。（資料編「6　災害危険箇所等一覧」参照）

イ　対策
　森林の持つ公益的機能を確保するため、森林を保安林に積極的に指定し、併せて森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 2 項第 7 号の規定に基づき、沖縄北部地域森林計画において、保安林の整備及び保安施設事業に関する計画を定め、計画的に事業を推進する。
　特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。
(ｱ) 防風・防潮機能回復及び強化
(ｲ) 森林の水源かん養機能の強化
(ｳ) 山地災害危険地対策
(ｴ) 生活環境保全林の整備強化

(2) 治水事業（実施主体：村、県、沖縄総合事務局）
ア　危険区域
　河川の氾濫等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（河川)」のとおりである。（資料編「６　災害危険箇所等一覧」参照）

イ 対策
(ｱ) 中南部地区及び住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については 50 年確率降雨量を、その他の河川については 30 年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対

策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、県民の生命財産を災害から未然に防止する。

(ｲ) 特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。

(ｳ) 慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

ウ　浸水想定区域の指定と周知

(ｱ) 県の役割

県は、水防法に基づき指定した水位周知河川について氾濫危険水位を定め、その水位に達した河川において河川の氾濫による浸水想定区域を指定し、指定された区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、村長に通知するものとする。

(ｲ) 村の役割

a　村は、浸水想定区域の指定があったときは、村地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内において主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

b　村は、村地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(ｳ) 施設管理者等の役割

a　要配慮者利用施設の所有者・管理者

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

b　大規模工場等の所有者・管理者

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

４　農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：村、県、沖縄総合事務局）

(1) 農地防災事業の促進

ア　農地保全整備事業

村及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ　ため池等整備事業

(ｱ) 土砂崩壊防止工事

村及び県は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(ｲ) 老朽ため池等整備工事

村及び県は、村下に所在するかんがい用水溜池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害をまねくおそれのある溜池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ　地すべり対策事業

村及び県は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

(2) 防災営農の確立

ア　指導体制の確立

村及び県は、本村農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、村及び県は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(ｱ) 指導組織の統一及び指導力の強化

村及び県は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(ｲ) 防災施設の拡充

村及び県は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

イ　営農方式の確立

村及び県は、本村農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

５　海岸保全施設対策（実施主体：村、県、港湾管理者）

海岸の保全については、海岸法第 2 条の二に規定する海岸保全基本指針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

(1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

(2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

(3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の破損等を軽減するため、ねばり強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。

(4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。

(5) 海岸保全施設の機能や背後地に重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

６　高潮等対策（実施主体：村、県、沖縄総合事務局）

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成 13 年）に基づいて、次の対策を推進する。

(1) 高潮防災施設の整備

ア　現況

本島最大の山林原野を占める本村は、そのほとんどの集落が海浜地域にあり、さらに広域幹線及び各集落間を結ぶ国道 58 号、県道 70 号線は海岸線に沿うように形成されている。このようなことから、高潮等の災害においては生活圏を脅かす密接な関係となっている。

（「国頭村災害事前危険度評価」参照）

住宅域及び主要な農業地区では、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸などの保全施設を整備しているが、今後防災アセスメント等の調査実施を検討する上で、安全面における改良の必要性が発生した場合、災害予防として整備強化を図るため海岸保全事業の促進を図ることとする。

イ　危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸)」のとおりである。

（資料編「６　災害危険個所など一覧」参照）

ウ　対策

(ｱ) 海岸を防護するため、管理または海岸法第 2 条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第 3 条の海岸保全区域の指定を促進する。

(ｲ) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

(ｳ) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

(ｴ) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

(ｵ) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

(ｶ) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

(2) 警戒避難体制の整備

村は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成 18 年度～平成 19 年度）及び、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成 16 年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

７　緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第４款　建築物・構造物等の対策

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建造築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

１　防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建造築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア　構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ　構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ　構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ　耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（実施主体：村、県、県教育委員会、沖縄総合事務局）

村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 公共建築物の耐風及び耐火対策の促進

村及び県は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

(4) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本村の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

ア　調査及び改修指導

村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(5) 公共建築物の定期点検及び定期検査

村及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、村民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進
　村及び県は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

２　文化財災害予防計画（実施主体：村、県）

　建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。
　このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。
(1) 国頭村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から名護警察署及び消防本部と連携し、災害予防対策を実施する。

(2) 村は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。

(3) 村及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

(4) 村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。

(5) 村は、沖縄県が主催する文化財担当職員講習会を受講する。

(6) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第５款　ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

１　上水道施設災害の予防（実施主体：村、県、企業局）

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制をより整備・点検する。

また、村内において必要な人員、資機材が不足する場合には、県と調整の上、速やかな要請と的確な受入れを行う体制等を整備する。

３　高圧ガス施設災害の予防（実施主体：村、県、那覇産業保安監督事務所、(社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、村、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア　高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ　高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア　(一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ　消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動､高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

４　電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力(株)名護支店）

災害に伴う電力施設被害の防止について、電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を実施し、震災被害の縮小を図り、万全の予防措置を講ずる。また、年 1 回以上の防災訓練を実施し、国頭村及び県、国が実施する防災訓練に積極的に参加することで、災害対策・活動を円滑に推進する。

５　通信施設災害の予防（実施主体：村、県、各電気通信事業者）

村、県、及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 村及び県における予防計画

ア　災害用情報通信手段の確保

村及び県は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ｱ) 代替手段等の確保
- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信、衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(ｲ) 冗長性の確保
- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ｳ) 電源の確保
- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(ｴ) 確実な運用への準備
- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

(ｵ) その他の通信の充実等
- ・村及び県間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

イ　情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

(ｱ) 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

・県本庁と各合同庁舎を結ぶ回線については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて２重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
・市町村端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて２重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
・消防本部、県出先機関及び防災関係機関端末局については、単一無線回線（260MH z 帯デジタル無線）を整備する。
・陸上移動局（260MH z 帯デジタル無線）は、県本庁及び各合同庁舎に必要台数を配備する。
・衛星地球局は、県本庁、宮古及び八重山合同庁舎、南大東村、北大東村に設置し、地上系のバックアップを図る。
・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

(ｲ) 村は、市町村防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

(ｳ) 県は、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。

ウ　通信設備等の不足時の備え

村及び県は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ　停電時の備え及び平常時の備え

村及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

ア　電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

(ｱ) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

(ｲ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ　伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

(ｱ) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ　回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

(ｱ) 回線の設置切替方法

(ｲ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

(ｳ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

(ｴ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

(ｵ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

６　放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

(1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置

(2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置

(3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立

(4) その他必要と認められる事項

7　通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：村、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

村、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用(同法第 79 条)について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第 6 款　危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

1　危険物災害予防計画（実施主体：村、消防本部、県、名護警察署、那覇産業保安監督事務所）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震･津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

ア　火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ　危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震･津波を想定した管理･点検･巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ　保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ　保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ　従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車及び消防機材の整備

消防機関に化学車等及び消防機材の整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

２　毒物・劇物災害の予防（実施主体：村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部）

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

ア　毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ　毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定

ウ　施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施

エ　安全教育及び訓練の実施

オ　事故対策組織の確立

(2) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 対策

県は、災害発生時による毒物・劇物の危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

ア　毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ　災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

ウ　毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。

エ　毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。

オ　毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

３　火薬類災害予防計画（実施主体：村、那覇産業保安監督事務所、県、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部、(一社)沖縄県火薬類保安協会等）

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、村、県、国、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(2) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア　県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。

イ　県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(3) 火薬類消費者の保安啓発蒙

ア　県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ　県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

(4) 路上における指導取締りの実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(5) 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第 7 款　不発弾等災害の予防

（実施主体：村、県、名護警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び県民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1　不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。また、処理のながれを資料編「巻末図表-11」に示す。

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア　発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
イ　県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊) に処理要請を行う。
ウ　第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
エ　小型砲弾等比較的危険度が少なくて移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
オ　爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
カ　信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。
(ｱ) 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
(ｲ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
(ｳ) 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア　発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部、県知事、村長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
イ　沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
ウ　危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
エ　危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
オ　爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
(ｱ) 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
(ｲ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
(ｳ) 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2　関係機関の協力体制の確立

国、県、村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3　不発弾に関する防災知識の普及・啓発

(1) 不発弾磁気探査事業者、村及び消防機関等の関係職員に対して不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

(2) 村民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第８款　気象観測施設・体制の整備（実施主体：村、県、沖縄総合事務局、沖縄気象台、関係機関）

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

１　沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、村及び県等と協力して観測体制の充実に努める。

(2)観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデーターベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や村民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

２　主要関係機関における気象観測体制の整備

村、県及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や村民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第３節　地震・津波に強い人づくり

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第１款　防災訓練

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、県、村、防災関係機関及び村民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

１　防災訓練の実施に係る基本方針

本村の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

村及び県の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、村、県及び防災関係機関が連携して、多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

２　各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：村、県、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
(3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
(4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
(5) 物資集配拠点における集配訓練
(6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
(7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

３　総合防災訓練等（実施主体：村、県、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

県が実施する地震･津波等の被害を想定した総合防災訓練について､防災関係者及び住民に地震･津波への心構えと防災活動を認識、習得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るため、村は県との連携を行う。

なお、実施時期や実施場所等について以下に示す。

ア　実施時期

毎年１回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ　実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ　参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

エ　訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

(ｱ) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
(ｲ) 水防訓練
(ｳ) 救出及び救護訓練
(ｴ) 炊き出し訓練
(ｵ) 感染症対策訓練
(ｶ) 輸送訓練
(ｷ) 通信訓練
(ｸ) 流出油等防除訓練
(ｹ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
(ｺ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

村は県と連携し、村民等の津波避難行動に特化した実践訓練を津波防災の日（11 月 5 日）などに実施する。これにより、村民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア　津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
イ　津波避難困難区域の把握
ウ　米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

村は県と連携し、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア　災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
イ　本部会議及び各部の実践力の向上
ウ　防災計画・マニュアルの検証

(5) 複合災害訓練
　村及び防災関係機関は、沖縄県の地域特性をふまえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(6) 防災訓練の成果の点検
　防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。
　特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組を確立する。

(7) 地域防災訓練等の促進
　村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第２款　地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
　地震・津波災害を念頭においた村、県及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発（実施主体：村、県、防災関係機関）

ア　村の役割
(ｱ) 市町村は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(ｲ) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 気象台の役割
　気象台は、村や県、その他防災関係機関と連携し、以下の取組を行う。

ア　緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、村民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

イ　地震及び津波に関する情報を村民が容易に理解できるよう、村や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、村民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ　津波による人的被害を軽減する方策は、村民等の避難行動が基本となることを踏まえ、村や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ　土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。

オ　特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割
防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及・啓発の方法等
ア　普及・啓発の時期や内容等
(ｱ) 村、県及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を村民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

a 7 日分以上の食糧、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
b 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
c 災害時の家族内の連絡体制の確保
d 緊急地震速報受信時の対応行動
e 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(ｲ) 県及び市町村並びに気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、県民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(ｳ) 県、市町村及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

イ　効果的な普及・啓発方法
防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。
また、村民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

２　各種防災教育の実施（実施主体：村、村教育委員会、県、防災関係機関）
防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。
村及び県は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。
また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。
特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られることから、県、市町村及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する県民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。

(1) 防災研修会・防災講習会
災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。
また、受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

村及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、村民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(3) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

３　消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、関係機関等において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため実施する防火管理者講習会等とする。

ア　専門教育

(ｱ) 消防職員教育

・初任教育
新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育
現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育
幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(ｲ) 消防団員の教育

・基礎教育
消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育
主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

・特別教育
特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ｳ) その他の教育（１日）
消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ　一般教育

一般教育は、村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

ウ　防火管理者教育

消防法第８条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関

する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(ｱ) 防火管理者講習
　防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

(ｲ) 火災防御検討会
　特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(2) 防火知識の普及
「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

４　災害教訓の伝承（実施主体：村、県）
　村及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。
　また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、村民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努める。

第３款　自主防災組織育成計画（実施主体：村、県）

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに村民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村及び県は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

なお、沖縄県の自主防災組織カバー率は全国と比較して低調であることから、本村においても防災施策の重要課題として推進を強化する。

１　自主防災組織整備計画の策定

村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

２　村民の防災意識の向上

村民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や村民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

３　組織の編成単位

村民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、県と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

(1) 村民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

(2) 村民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

４　地区（集落）別減災地域社会形成

地震・津波災害、風水害に対して、各集落の災害に対する減災力向上・被災時の持久力向上・被災後の回復力（レジリエンス）向上を目的として、集落及び村民が主体となった活動が継続的に行えるシステム構築を目指す。

(1) 地域住民や事業者等が主体となった WS の開催と合意形成
(2) 集落が潜在的に有した防災力（湧水等の地域資源）の活用の検討
(3) 各集落で行う防災行動計画策定
(4) 各集落での DIG や地震・津波を想定したロールプレイング訓練による防災行動計画等の点検等

５　組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

(1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
(2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
(3) 女性団体、青年団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

６　活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

７　活　動

(1) 平常時の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　防災訓練の実施

ウ　防災資機材の備蓄

エ　防災リーダーの育成

(2) 地震時の活動

ア　災害情報の収集・伝達

イ　責任者等による避難誘導

ウ　出火防止

エ　救出救護

オ　給食給水

８　資機材の整備

村及び県は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

９　活動拠点整備等

村及び県は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時においては、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

１０　組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

村は県と連携し、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を図る。

(2) 消防団との連携

村及び県は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア　防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ　多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第４款　企業防災の促進（実施主体：村、県、事業者）

１　事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、業務の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の業務継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

２　村・県の支援

村及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる業務継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第５款　消防職員等の増員（実施主体：村、消防本部、県）

村及び県は、以下の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

１　消防力・消防体制等の拡充強化

村及び県は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

※第 2 款「3 消防・防災教育」参照

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

※第 2 節第 2 款 3(2)「ウ消防施設等の整備促進」参照

２　火災予防査察・防火診断

村は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特定防火対象物等

村は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

村及び消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

３　消防職員の充実

消防職員は消防活動の中枢を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、村は県と連携して、適性数の確保・強化を図る。

４　消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、県内の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、県は村と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

(1) 市町村消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
(2) 村民への消防団活動の広報
(3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
(4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
(5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第 6 款　地区防災計画の普及等（実施主体：村、県）

1　地区防災計画の地位付け

村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条第 2 項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、村防災会議は村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を村地域防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2　地区防砂計画の普及

村及び県は、村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防砂組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第４節　災害応急対策活動の準備

村、県及び防災関係機関は、第 1 章　災害応急対策計画に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、村及び県は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第１款　初動体制の強化（実施主体：村、県、防災関係機関）

突然発生する災害に、村、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や村における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の５つの点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア　職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ　災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

ウ　24 時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

エ　執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア　庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

イ　災害対策本部（役場庁舎）設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部（役場庁舎）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ　災害対策本部職員用物資の確保
　災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の水、食糧、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実
　村は県と連携し、被害情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。
ア　沖縄県即時地震被害予測システムの活用
　平成８年度に構築した震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生後、速やかに村の被害を予測するシステムを活用する。

イ　情報通信機器等の充実
　災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、村は県と連携し、以下の対策を推進していくこととする。
(ｱ) 被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。
・県の出先機関や防災関係機関に対する小型衛星地球局の整備
・災害対策本部用電話装置の整備
・被害情報収集システムの整備
・統制局無線交換網の分散化
・第二統制局の整備
・ヘリコプターテレビ、遠隔監視カメラ等の画像情報システムの整備
・孤立予想地区等への衛星携帯電話の配置
(ｲ) 村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、災害情報共有システム（Ｌアラート）の導入等を行う。
(ｳ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。
(ｴ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災ＧＩＳ（地理情報システム）を活用する。

ウ　通信設備等の不足時の備え
　災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ　連絡体制等の確保
・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
・村内の被災状況についての情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した場合の報告、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

(4) 情報分析体制の充実
　村及び県は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

(5) 災害対策実施方針の備え
　村及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

(6) 複合災害への備え
　村、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第２款　活動体制の確立（実施主体：村、県、名護警察署）

多岐にわたる村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

１　職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

(ｱ) 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

(ｲ) 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

(ｳ) 防災担当専門職員を養成する。

(3) 民間等の人材確保

村及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

２　物資及び資機材の確保体制の充実

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食糧、水及び生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、村内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、村及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア　村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

イ　家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ　救助工作車等の消防機関への整備促進

エ　資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進

オ　各公的施設における救出救助用資機材の整備促進

カ　名護警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(ｱ) 村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助

(ｲ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(ｳ) 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の 2 日分以上を目標とし、また、「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、沖縄県において、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として 2,500 人分以上の確保が義務付けられている。

(4) 食糧・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食糧・水・被服寝具等など生活必需品については、災害発生後 3 日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、村及び県は地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

なお、災害対策要食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。

ア　家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食糧・水・被服寝具など生活必需品の 7 日分の備蓄に関する啓発

イ　村における食糧・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

ウ　村及び県による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等

エ　大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

オ　公的備蓄ネットワーク（村内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築

カ　乳幼児、高齢者等に配慮した食糧、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

キ　村及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び村民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保

ア　車両の確保

村及び県は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

イ　船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

ウ　航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。

エ　燃料の調達

村は県と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

３　応援体制の強化

被害が甚大で村及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、「九州・山口９県災害時応援協定」の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進められているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとする。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本村では、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等をふまえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

村は県と連携し、他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 村内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア　指定地方公共機関の指定

大規模な震災時には現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

イ　村内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資財又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われように村内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア　医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ　日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

村の候補地としては、国頭地区行政事務組合消防本部が策定した受援計画によるものとする。

(5) 自衛隊との連携の充実

村及び県は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 在日米軍との協力体制の充実

村及び県は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。

・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
・基地立ち入りに関する協定（村）
・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部）

・消防相互援助協約（消防本部）

(7) 応援・受援の備え

村、県及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

・応援先、受援先の指定
・応援、受援に関する連絡・要請の手順
・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
・広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

４　交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村が管内に 1 箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第 1 章　災害応急対策計画に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(6) 災害交通規制の周知

名護警察署は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を村民に周知する。

(7) ヘリコプター等運用調整会議

大規模災害時には、初動や応援活動のために多数のヘリコプターが必要となり、安全かつ有効にヘリコプターを活用することが課題となる。

(8) 運送事業者との連携確保

村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(9) 緊急輸送活動関係

村及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、村、県及び国は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(10)上記(2)を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

５　広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、村、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に村からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、村、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

６　防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

7　広域防災拠点の整備に関する検討

村は県と連携し、広域的な大規模災害時に、広域的な応援や輸送等の対策を効果的に展開するため、以下のような機能をもつ防災拠点の整備を検討する。

(1) 村の備蓄拠点、災害時の物資集積拠点
(2) 航空機を活用した災害時の被災者、物資等の輸送拠点
(3) 消防や警察等の援助隊、自衛隊災害派遣部隊、ＤＭＡＴ等の活動拠点

8　公的機関等の業務継続性の確保

村、県及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

(1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
(2) 不動産登記の保全等

第３款　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
（実施主体：村、県、関係機関）

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。
また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。
そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。
なお、沖縄県及び国頭村では、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化する等、調整を行っておくものとする。

１　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
村民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実
地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を村民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実
津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実
危険な建物及び地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を村、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、村は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。
ア　社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
イ　医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
ウ　高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成
エ　耐震性のある県立施設の避難所指定に関する村との調整の推進
オ　避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実
建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、村は県と連携して以下の対策を推進していくこととする。
ア　県、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
イ　県の村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助の活用

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

ア　地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

ウ　第２次、第３次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ　医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ　地震・津波の危険性、被害想定の予測負傷者をふまえた国立病院機構、災害拠点病院等における応急医療体制の整備及び３日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

カ　災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うＳＣＵの機能整備、ＳＣＵの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのＳＣＵ設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。

※ＳＣＵ（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。

キ　災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。

ク　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（ＤＭＡＴから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）

ケ　慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

２　大規模停電への備え

(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

３　被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

ア　無線設備の整備

イ　教職員の役割の事前規定

ウ　調理場の調理機能の強化

エ　保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化

オ　シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備

カ　学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ　給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備

ク　施設の耐震化及びバリアフリー化

(2) 緊急避難場所・避難所の指定・整備

ア　緊急避難所・避難所の指定（「資料編」参照）

村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

知事は、村長から指定避難所の指定、取り消しの通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告する。

イ　避難場所・避難所の整備

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものでありことを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 福祉避難所のリストアップ（「資料編」参照）

村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等ら福祉避難所を指定しておく。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、村民や各機関それぞれが備蓄する食糧・水・被服寝具等など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低３日間）、食糧・水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

村は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(5) 物価の安定等のための事前措置

村及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア　災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ　災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(6) 文教対策に関する事前措置

村及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア　学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ　時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

ウ　ア及びイの内容が含まれた学校危機管理マニュアルの更新について、村教育委員会を通した支援

エ　時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

オ　文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(7) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

村及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(8) 広域一時滞在等の事前措置

村及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

ア　他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
イ　災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
ウ　一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
エ　総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
オ　放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(9) 家屋被害調査の迅速化

村は、県が実施する家屋の被害認定の担当者のための研修等を受け、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

村は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(10) 災害廃棄物処理計画の策定

村及び県は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）に基づき、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体的化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(11) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の 2 及び第 86 条の 3 により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、村及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第４款　災害ボランティアの活動環境の整備（実施主体：村、県、県教育委員会、社会福祉協議会）

１　ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、村及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取組

村、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

２　ボランティアの育成等

(1) ボランティアの育成

村及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア　村及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

イ　村及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

村及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

３ボランティア支援対策

(1) 村及び県は、県・村社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

(2) 村及び国頭村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) 村及び国頭村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

(4) 村は県と連携し、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第５款　要配慮者の安全確保計画（実施主体：村、県、沖縄総合事務局）

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。
このため、平時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。
特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

１　社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における避難行動要支援者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

(1) 村防災計画への位置づけ

村は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。
特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食糧等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食糧等の確保に努めるものとする。

２　在宅で介護を必要とする村民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。
また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。
また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画を策定する。
避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者お避難支援に関する取組指針」（令和 3 年 5 月内閣府）に基づくものとする。
要配慮者利用施設については、資料編に示すものとする。

避難行動要支援者の避難支援体制の取り組み事項
ア　避難支援を行う関係者の範囲
イ　避難行動要支援者の対象範囲
ウ　避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
エ　避難行動要支援者の名簿の更新要領
オ　避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
カ　要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
キ　避難支援者の安全確保対策

(2) 防災についての普及・啓発
広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。
ア　要配慮者及びその家族に対する普及・啓発
・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。
イ　地域住民に対する普及・啓発
・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備
災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

３　不特定多数の者が利用する施設における安全確保
不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備
施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備等の安全点検
施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

第６款　観光客・旅行者・外国人等の安全確保（実施主体：企画商工観光課、県、各交通機関等）

村、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

１　観光客・旅行者等の安全確保

(1) 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海抜表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食糧・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

村及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設等の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

２　外国人の安全確保

村及び県は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

３　観光危機管理体制の整備

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

県は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、村及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

村は「国頭村観光危機管理計画」を踏まえ、観光危機管理の普及、対策の促進を行うものとする。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

村は、「国頭村観光危機管理計画」を踏まえ、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、村、県、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第５節　避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

１　基本的事項

(1) 避難体制の整備

ア　県の役割

(ｱ) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検

(ｲ) 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

イ　村の役割

(ｱ) 避難所等の設定

(ｲ) 避難所等の選定

(ｳ) 避難所等の開設及び運営方法の確立

(ｴ) 避難所等の安全確保

(ｵ) 村民への周知

(ｶ) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備

(ｷ) 避難の指示の基準の設定、国及び県等への避難指示の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備

(ｸ) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

(ｹ) 避難経路の点検及びマップの作成

(ｺ) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

ウ　社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

(ｱ) 避難計画の作成

(ｲ) 避難誘導体制の整備

(2) 避難所等の整備等

ア　避難所等の整備

村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

(ｱ) 避難所は、学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を使用するものとする。

(ｲ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

(ｳ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。

(ｴ) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

(ｵ) 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

(ｶ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

イ　広域避難場所等の指定

(ｱ)村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと

c 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。

d 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。

(ｲ) 村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

２　津波避難体制等の整備

本県は、沖縄本島と大小様々な離島で構成され、多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

(1) 津波避難計画の策定・推進（実施主体：村、県）

ア　県における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成 14 年 3 月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年 9 月）に基づいて策定した沖縄県津波避難計画策定指針を、市町村や住民等へ周知する。

この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めている。

(ｱ) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
(ｲ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
(ｳ) 避難困難地区・人口等
(ｴ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
(ｵ) 職員の参集基準等の初動体制
(ｶ) 避難指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
(ｷ) 津波対策の教育及び啓発
(ｸ) 避難訓練
(ｹ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、要配慮者の避難対策その他留意すべき事項

イ　村における対策

村は、県が策定する上記津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

ウ　要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設(バスのターミナル等)、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

エ　避難計画の留意点

(ｱ) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、村及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が 14 分を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、名護警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(ｲ) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、村職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等をふまえて定めておく。

(2) 津波危険に関する啓発（実施主体：村、県）

ア　村における対策

(ｱ) 村は、村民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

a 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
b 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
c 過去の津波災害事例や教訓（1771 年八重山地震津波等）
d 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

(ｲ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

a 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
b 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
c 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
d 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
e 広報誌
f 防災訓練
g 防災マップ（津波ハザードマップ）
h 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
i 電柱・電信柱や公共施設等への海抜、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

ウ　広報・教育・訓練の強化

(ｱ) 津波ハザードマップの普及促進

村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

(ｲ) 津波避難訓練の実施
　村は県と連携し、防災関係機関、村民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。
　村は、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間をふまえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、村民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

(ｳ) 津波防災教育の推進
　村及び県は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、村民の津波防災への理解向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：村、県）

　本村の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

ア　危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備
　村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。
　村及び県は、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。
　また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、災害情報共有システム（Ｌアラート)、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ　監視警戒体制等の整備
　津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

ウ　避難ルート及び避難ビルの整備
(ｱ) 避難距離の長い避難ルートの見直し
　津波到達時間が短い安田地区を想定し概ね 14 分以内のルートを目標とする。
　また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、村民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(ｲ) 避難ルート・避難場所案内板の設置
　観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。設置に当たっては、村が検討した「観光客避難誘導案内標識」を踏まえるものとする。

(ｳ) 津波避難ビルの整備等
　津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。
　これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さと構造避難スペースが確保されるように努める。
　なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(ｴ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海抜５ｍ以上で想定される浸水深以上の海抜高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、村民への周知と理解を促進する。

(ｵ) 津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等をふまえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

エ　その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

(4) 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：村、県）

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について村と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

ア　村防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ　津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。

ウ　津波災害警戒区域を含む地区は、村防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について村民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ　村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第６節　孤立化等の防災体制の強化

本村では、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。

このような村の地理的特性や防災上の不利性をふまえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

１　孤立化等に強い施設整備（実施主体：村、県、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者）

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 道路対策

道路管理者は、重要な港湾、空港及び漁港や中山間部の孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 通信施設対策（村、県、通信事業者）

村及び通信事業者は、孤立化が予想される地区について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

２　孤立化等に強い人づくり（実施主体：村、県）

(1) 孤立想定訓練

村は、孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

村は、孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食糧、生活必需品等について１週間分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率 100％を目指す。

このため、村は県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

(4) 消防団の高度化

村は県と連携して非常備消防町村の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を支援する。

３　地震・津波災害応急対策活動の準備（実施主体：村、県）

(1) 孤立化が予想される地域への応援体制の強化

村及び県は、地震・津波の被害想定による被災パターンをふまえて、応援や、集落相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

村及び県は、孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

孤立危険集落ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

(4) 後方支援基地の確保

県は、多数の孤立集落が発生した場合に、本島と各孤立集落との緊急輸送の中継拠点となり、また、各孤立集落への災害対策の後方支援基地となる広域防災拠点の整備を推進する。

ア　県の備蓄拠点、災害時の物資集積拠点、広域搬送拠点・ＳＣＵ

イ　航空機、多数のヘリコプター、災害対策車両等の集結拠点

ウ　消防や警察等の援助隊、自衛隊災害派遣部隊、ＤＭＡＴ等の活動拠点

４　津波避難体制の整備（実施主体：村、県）

(1) 津波に対する啓発

過去に本県の離島に大被害をもたらした、八重山地方大津波等の教訓の伝承を推進する。

(2) 津波警戒避難体制･手段の整備

島全体が低平で津波避難に必要な高台等の避難場所を確保できない離島においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

第 7 節　道路事故災害予防計画
（実施主体：村、県、消防本部、名護警察署、沖縄総合事務局）

1　道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び名護警察署は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第８節　海上災害予防計画
（実施主体：村、消防本部、県、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部）

１　航行の安全確保等

(1) 第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備え置き等を指導する。

２　災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、村及び県は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

名護警察署及び村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、村及び消防本部は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

村及び県は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、村、県及び消防本部等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第２編　風水害編

第 2 編　風水害編

第 1 章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第 1 節　組織計画

1　国頭村災害対策本部（第 3 次配備）

村本部の組織等は、「国頭村災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 村本部の組織編成は、資料編「巻末図表-1」のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

ア　本部

(ｱ) 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班員を置く。部長及び班員は、資料編「巻末図表-1」に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該部長の所属する課（室、局）の職員をもって充てる。

(ｲ) 本部に本部会議を置く。本部会議は村本部長（村長）、副本部長（副村長）及び本部員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

イ　現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた迅速かつ的確な対策を行う。

(2) 事務分掌

ア　本部

(ｱ) 部長は、村本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(ｲ) 班員は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ｳ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、資料編「巻末図表-12」のとおりである。

(3) 村本部の設置

村本部は、以下に掲げる場合に設置するものとする。

ア　県の全域又は、村の地域に、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。

イ　暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は、村の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ　大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は、村の地域に重大な被害が発生したとき。

エ　県の全域又は、村の地域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する災害が発生したとき。

オ　上記のほか、県の全域又は、村の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

(4) 本部設置場所

原則として、役場庁舎 3 階会議室に災害対策本部及び本部員会議室を設置する。

なお、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、他の公共的施設の使用可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。

(5) 本部設置に至らない場合の措置

ア　災害警戒本部の設置（第 2 次配備）

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

なお、災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

(ｱ) 県の全域又は、村の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき

(ｲ) 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県の全域又は、村の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき

(ｳ) 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき

イ　災害対策準備体制（第 1 次配備）

気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務課による災害対策準備体制をとるものとする。

(6) 本部長（村長）の参集途上における指示

本部長（村長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ庁舎又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、国及び県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

(7) 本部長（村長）の権限

本部長（村長）は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(8) 本部長が不在等の場合の責任体制

本部長（村長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

１村長→２副村長→３総務課長 →４企画商工観光課長

(9) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(10) 合同連絡会議の開催

大地震等の大規模災害が発生した場合で、応急対策に関係する防災関係機関との十分な連携が必要な場合には、本部会議とは別に防災関係機関の長へ参加を求め、合同連絡会議を開催する。

(11) 村本部の配備

村本部は、災害の種類、規模及び過程によって、下記の配備体制をとるものとする。また、職員の配備のながれを資料編「巻末図表-2」に示す。

(12) 夜間及び休日等における配備

ア　宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員（嘱託職員）を配備する。宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、別に定める資料編「巻末図表-3」に基づき職員に連絡するものとする。

イ　非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

ウ　発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ役場庁舎近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

【風水害の配備体制】

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
第 1 次 配 備 （災害対策 準備体制）	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	1　総務課及び関係課の指定職員は配置につく 2　各課の連絡調整員は待機の体制をとる
第 2次 配 備 （災害警戒本部） 〈警戒体制〉	1　県の全域又は、村の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合 2　暴風、豪雨その他異常な自然現象により、県の全域又は、村の地域に、災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合	1　各課・班の警戒本部要員は配置につく 2　その他の職員は配置につく体制をとる
第 3 次 配 備 （災害対策本部） 〈救助体制〉 （非常体制）	1　県の全域又は、村の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生する恐れがある場合 2　暴風、豪雨その他異常な自然現象により、県の全域又は、村の地域に、重大な被害が発生した場合 3　大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は、村の地域に、重大な被害が発生した場合 4　県の全域又は、村の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合	1　災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく 2　村長が必要と認める場合、全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

(13) 村本部を設置したときの通知及び公表

村本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	通知又は公表方法	担当課
各部への通知・公表	庁内放送・電話、その他迅速な方法	総務課
地域住民への公表	報道機関、防災行政無線、広報車、その他迅速な方法	
報道機関への通知・公表	電話・FAX、その他迅速な方法	
県への通知	沖縄総合行政情報通信ネットワーク又は、電話、FAX で通知	
沖縄県警察（名護警察署）	電話・FAX、その他迅速な方法	
その他関係機関	電話・FAX、その他迅速な方法	

(14) 村本部の廃止

村本部は、以下の場合に廃止するものとする。

ア　予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ　災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき

なお、村本部を廃止したときは、(13)の要領により通知するものとする。

２　防災関係機関の協力体制

県全域又は、村の村域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は県内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を国頭村災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

３　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

なお、対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

第２節 気象警報等の伝達計画

（実施主体：村、県、名護警察署、沖縄気象台、第十一管区海上保安本部、関係機関）

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

１ 警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法に定める警報等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、沖縄県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称(*)を用いる場合がある。

(＊)国頭村の市町村等をまとめた地域の名称
国頭地区：国頭村、大宜味村、東村
（参考）本島北部：伊平屋村、伊是名村、国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、伊江村、恩納村、宜野座村、金武町

ア　気象注意報

大雨、洪水、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

（資料編「巻末図表-16」参照）

イ　気象警報

大雨、洪水、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

（資料編「巻末図表-15」参照）

ウ　気象特別警報

大雨、暴風、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

エ　気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお 、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/ s 以上の半径）	台風の強さ（最大風速）
大　　型　　500km 以上 800km 未満 超 大 型　　800km 以上	強　　い　33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い　44m/s 以上 54m/s 未満 猛　烈　な　54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

土砂災害や洪水災害からの自主避難の判断に役立てるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する「非常に危険（うす紫)」などへの危険度の高まりをプッシュ型で通知するサービス。この通知サービスは住民の主体的な避難の判断を支援することを目的としている。

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂 キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布） ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水 キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、 地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水 キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

カ　早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が５日先までに予測されているときに、その可能性について［高］、［中］の２段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

キ　地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ｱ) 地方海上予報区の範囲と細分名称

・　沖縄気象台担当地方海上予報区
　沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
・　細分名称
　沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
　東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
　沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(ｲ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
ｶｲｼﾞｮｳｹｲﾎｳﾅｼ 海上警報なし（英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
ｶｲｼﾞｮｳﾉｳﾑｹｲﾎｳ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 未満（0.3 ｶｲﾘ未満）
ｶｲｼﾞｮｳｶｾﾞｹｲﾎｳ 海上風警報　（英文 WARNING）	最大風速が 13.9m/s 以上 17.2m/s （28 ﾉｯﾄ以上 34 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳｷｮｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2 m/s 以上 24.5m/s （34 ﾉｯﾄ以上 48 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳﾎﾞｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上暴風警報(英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5 m/s 以上 32.7m/s （48 ﾉｯﾄ以上）
ｶｲｼﾞｮｳﾀｲﾌｳｹｲﾎｳ 海上台風警報(英文 TYPHOON WARNING)	台風による風が最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ﾉｯﾄ以上)

(2) 水防警報等

ア　水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ　水防警報

水防警報とは、洪水・津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

ウ　氾濫警戒情報

村は、河川水位、氾濫警戒情報、ダムの放流に関する通知等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示を発令するものとする。また、村地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、村民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア　火災警報

村の区域を対象として、村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味して村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

イ　火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄気象台が担当区域に火災気象通報を発表する。沖縄気象台が沖縄県知事に対して通報し、県を通じて本村や国頭消防本部に伝達される。

(4) 村長が行う警報等

村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、村長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。特に、特別警報が発表された場合においては、防災行政無線、広報車、その他迅速な方法を用いて村民への周知を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう村に土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当し、村内で危険度が高まっている詳細な領域を土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

村長は、土砂災害警戒情報の発表をもって、直ちに、避難指示を発令することを基本とする。

また、村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について、避難支援マニュアルに規定するものとする。

＜大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合の対応＞

大雨特別警報（土砂災害）「警戒レベル５相当情報」は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）の発表を警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(6) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表する。

<補足>

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(7) 竜巻注意情報

気象庁は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、沖縄気象台が受け持つ府県予報区内の一次細分区域単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を、沖縄気象台が受け持つ府県予報区内の一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

(8) 全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(9) 災害時気象支援資料

沖縄気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

２　警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水　〃 強風　〃 波浪　〃 高潮　〃 濃霧　〃 雷　　〃 乾燥　〃 霜　　〃 低温　〃 大雨(土砂災害、 浸水害)警報 洪水　〃 暴風　〃 波浪　〃 高潮　〃 大雨特別警報 暴風　〃 波浪　〃 高潮　〃	沖縄気象台	国頭村
記録的短時間大雨情報	気象庁	国頭村
竜巻注意情報	気象庁	本島北部（一次細分区域）
火災警報	村長	国頭村
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	国頭村

３ 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達系統図

資料編「巻末図表-6」に示す。

(2) 火災警報等の伝達系統図

資料編「巻末図表-7」に示す。

(3) 地方海上警報等の伝達系統図

資料編「巻末図表-8」に示す。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

資料編「巻末図表-9」に示す。

(5) 「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」に通知する警報等

ア　警報の種類

沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報とする。

イ　通知の方法

気象庁と「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が発表する警報事項をＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本に通知する。

４　災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現　　象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、たつまき、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象発見者の通報系統図

資料編「巻末図表-10」に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に村長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ　通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を村長に通報する。

ウ　通報を受けた村長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第３節　災害通信計画（実施主体：村、県、非常通信協議会構成機関）

１　通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

２　通信設備の利用法（村、県）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア　非常扱いの通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのＮＴＴ西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

①　非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
１　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
２　洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
３　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
４　鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
５　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
６　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
７　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
８　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

②　緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
１　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と機関との間

通話の内容	機関等
2　治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄までに掲げるものを除く。）相互間

イ　非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

ア　第十一管区海上保安本部通信設備
イ　警察通信設備
ウ　気象官署通信設備
エ　沖縄電力通信設備
オ　沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通信は、無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

ア　官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
イ　各防災会議
ウ　日本赤十字社
エ　全国消防長会
オ　電力会社
カ　その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

３　村における措置

(1) 通信設備優先利用の協定

村は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 放送要請の依頼

村は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

第４節　災害状況等の収集・伝達計画（実施主体：各防災関係機関）

１　実施責任者

県、市町村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び市町村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

(1) 村の役割

ア　村の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ　被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

２　災害状況の収集（村、県、名護警察署）

(1) 災害情報の種類

村及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

・人的被害、住家被害及び火災に関する情報
・避難の指示の状況並びに警戒区域の指定状況
・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
・大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況

(2) 村による情報の収集

村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、村民等からの通報、ライフライン機関等空の情報入手、119 番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

３　風水害発生直後の第 1 次情報の報告（村、県）

(1) 村の役割

ア　火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
イ　消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
ウ　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
エ　行方不明者が他の村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

４　災害報告（村、県）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。
ア　災害概況即報
イ　被害状況即報
ウ　災害確定報告
エ　災害年報

(2) 報告要領

ア　災害概況即報

村は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第 1 号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

イ　被害状況即報

村は、被害状況が判明次第遂次報告するもので災害即報様式第 2 号に基づく内容を、村から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

なお、村が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ　災害確定報告

村は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第 1 号に基づく内容を県に報告する。

なお、報告に当たっては、名護警察署と密接な連絡を保つものとする。

エ　災害年報

村は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを災害報告様式第 2 号に基づき 4 月 l5 日までに県へ報告する。

その他、災害情報連絡系統図を資料編「巻末図表-3」に、防災関係機関の収集情報・連絡系統を資料編「巻末図表-13」に示す。

５　安否情報の提供（村）

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第５節　災害広報計画（実施主体：村、県、各報道機関）

１　実施機関

村、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、村及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、村民に対する普及啓発に努めるものとする。

２　実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

３　広報活動（村、県）

(1) 村の役割

村は、災害情報及び被害状況等の広報を行う。

また、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供するものとする。

ア　被害写真の収集

(ｱ) 広報班に写真班を置き、現地に派遣して災害現地の写真を撮影する。
(ｲ) 災害現地で撮影した写真の収集を図る。
(ｳ) 報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。
(ｴ) その他現地における資料の収集を図る。

イ　報道機関に対する情報等の発表

村において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、適宜行うものとする。
なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとるものとする。

(ｱ) 災害の種別（名称）及び発生年月日
(ｲ) 災害発生の場所又は被害激甚地域
(ｳ) 被害の状況
(ｴ) 災害救助法適用の可否及び当該市町村名
(ｵ) その他判明した被害地の状況
(ｶ) 村における応急対策の状況

ウ　報道機関からの情報連絡員の派遣

災害時の広報については報道機関との連携が重要であるため、報道機関は県に情報連絡員を派遣するものとする。

エ　村民に対する広報

(ｱ) 報道機関への要請

報道機関を通じ村民や被災者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

① 不要不急の電話の自粛
② 被災者の安否
③ 空き病院の情報
④ 二次災害防止のためにとるべき措置
⑤ 交通情報
⑥ 食糧・生活物資に関する情報
⑦ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

(ｲ) 村民からの問い合わせに対する対応
① 来庁者に対する広報窓口を設置
② 村ホームページ、エリアメール、SNS 等を活用した広報活動

(ｳ) 要配慮者に対する対応
① テレビの文字放送等を活用した広報活動
② 手話及び外国語通訳を確保した広報活動

4　段階的な広報活動内容（村）

ア　警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）
(ｱ) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
(ｲ) 台風・気象情報
(ｳ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
(ｴ) 警報
(ｵ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
(ｶ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
(ｷ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
(ｸ) 公共交通機関の運行状況
(ｹ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
(ｺ) 避難情報（準備情報）

イ　初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）
(ｱ) 避難情報（避難指示とその理由、避難所等）

ウ　応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）
(ｱ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
(ｲ) 医療機関の状況
(ｳ) 感染症対策活動の実施状況
(ｴ) 食糧、生活必需品の供給予定
(ｵ) 災害相談窓口の設置状況
(ｶ) その他住民や事業所のとるべき措置

第６節　自衛隊災害派遣要請計画（実施主体：村、県、自衛隊）

１　災害派遣を要請する場合の基準

知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合

(2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合

２　災害派遣要請（知事公室、自衛隊）

(1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」と言う）

ア　知　事　　主として陸上災害
イ　第十一管区海上保安本部長　　主として海上災害
ウ　那覇空港事務所長　　主として航空機遭難

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という）

・・・資料編「巻末図表-14」

(3) 県（知事）から自衛隊への災害派遣要請

在沖縄４自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成 16 年３月 31 日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類にかかわらず原則として陸上自衛隊第 15 旅団長に行うものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請系統・・・資料編「巻末図表-4」

(5) 要請の内容

ア　災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第 106 条）

派遣命令者に対し次の事項を明確にして、文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

(ｱ) 災害の情況及び派遣を要請する事由
(ｲ) 派遣を希望する期間
(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(ｴ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

イ　緊急患者空輸を要請する場合

(ｱ) 患者の状況
　① 入院先病院、空輸区間
　② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見
(ｲ) 付添者等
　① 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
(ｳ) 特異事項等
　① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数
　② 搭載医療器材及びその大きさ、重量
　③ 現地の風向、風速、天候、視界
(ｴ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）

(ｵ) 緊急患者空輸要請書

(6) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

３　村長の派遣要請要求等（村）

(1) 知事への派遣要請要求

村長は、基本法第 68 条の２に基づき、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、村長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

４　派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

(1) 被害状況の把握（偵察行動）

(2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）

(3) 避難者等の捜索救助

(4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）

(5) 消防活動

(6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）

(7) 応急医療、救護及び防疫

(8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）

(9) 炊飯及び給水

(10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第１号（昭和 33 年１月１日付）による）

(11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）

(12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

５　派遣部隊との連絡調整（村、県、自衛隊）

(1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。

(2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。

(3) 災害の発生が予想される場合、村及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

６　村及び県の準備すべき事項（村、県）

自衛隊派遣に際しては、村及び県は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

(1) 災害地における作業等に関しては、村及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。

(2) 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。

(4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村において準備するものとする。

(5) 村及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

７　災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア　警察官がその場にいない場合（自衛隊法第 94 条）

(ｱ) 避難命令等（警察官職務執行法第 4 条第 1 項）

(ｲ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）

(ｳ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第 76 条の３第３項）　（所轄警察署長への通知）

イ　村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(ｱ) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第 63 条第３項）　（村長へ通知）

(ｲ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第８項）　（村長へ通知）

(ｳ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第 65 条第３項）　（村長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

ア　自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第 64 条第８項において準用する同条第１項）により通常生ずる損失

イ　自衛官の従事命令（法第 65 条第３項において準用する同条第１項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

８　派遣部隊の撤収（村、県、自衛隊）

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と充分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

９　経費の負担区分等（村、県、自衛隊）

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、村及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。

ア　派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
イ　関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
ウ　岸壁使用料

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

１０　ヘリポートの準備（村）

村は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

１１　自衛隊の自主派遣（自衛隊）

自衛隊法第 83 条第２項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(2) 災害に際し､知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

１２　近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第 83 条第３項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

第 7 節　相互応援協力計画

（実施主体：村、県、沖縄総合事務局、名護警察署、消防機関）

災害時において隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものとする。

1　実施責任者（村）

この計画による要請は、村長が行う。

2　派遣要請方法

機関別	実施内容
①　隣接市町村等相互間の応援	村長は、本村の地域に関わる災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求めるものとする。
②　指定地方行政機関の応援	村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。 ア）派遣を要請する理由 イ）派遣を要請する職種別人数 ウ）派遣を要請する機関 エ）派遣される職員の給与、その他勤務条件 オ）その他職員等の派遣について必要な事項
③　県への職員派遣斡旋要請	村長は県に対し、県、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、②の事項を明示して斡旋を求めるものとする。
④　総合事務局への職員派遣応援要請	村長は沖縄総合事務局に対し、口頭又は電話などにより応援要請を行い、事後速やかに文章にて応援要請を提出するものとする。

3　広域応援要請

実施区分	実施内容
九州・山口 9 県災害時相互応援協定に基づく要請	村長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接又は幹事県を通して応援要請を求める。（資料編参照）

4　米軍その他海外からの支援受け入れ

実施事項	実施内容
①　米軍その他海外からの受け入れ体制	国の非常災害対策本部から、米軍その他海外からの支援受け入れの連絡が県へあった場合、県が支援の受け入れの要否を判断し、支援を受け入れる際に村は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上決定する。
②　撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

5　応援受け入れ体制

村長は、村以外への応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受け入れ体制を準備するものとする。

第８節　避難計画（実施主体：村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部）

第１款　避難の原則

１　実施責任者

大雨洪水等の災害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、村民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 避難準備情報の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備　考
村長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

(2) 避難の指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備　考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備　考
村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長から要請がある場合又は村長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は村長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行うものとする。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

２　避難指示の運用（村）

(1) 避難指示の種類

避難指示の種類は、以下のとおりである。

類型	内容	根拠条文等
警戒区域の設定	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 災害対策基本法 第 4 節　応急措置 第 63 条　＜罰則あり＞
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立ち退かせるための行為	災害対策基本法 第 3 節　事前措置及び避難 第 60 条　＜罰則なし＞
高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難。それ以外の人も必要に応じて避難や避難準備を開始	避難情報に関するガイドライン（2021 年 5 月）
緊急安全確保	立退き避難が困難な場合に、高所や堅固な建物、建物の開口部から離れた場所などに緊急的に避難	災害対策基本法 第 3 節　事前措置及び避難 第 60 条　＜罰則なし＞
自主避難の呼びかけ	（各市町村において独自に行っているもの）	地域防災計画等

(2) 避難指示の基準

村は、「国頭村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に記載されている判断基準に応じて、避難指示を発令する。

(3) 避難指示の内容

避難措置の実施者は、避難の指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

ア　発令者
イ　対象区域
ウ　避難の指示の発令及び警戒区域の設定の理由
エ　避難日時、避難先及び避難経路
オ　その他必要な事項

(4) 避難指示の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を第 3 節 3 の(2)に準じて要請する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア　村長の措置
・村長→知事（防災危機管理課）

イ　知事の措置
(ｱ) 災害対策基本法に基づく措置
・知事（防災危機管理課）→村長
(ｲ) 地すべり等防止法に基づく措置
・県知事（海岸防災課）→所轄警察署長

ウ　警察官の措置
(ｱ) 災害対策基本法に基づく措置
・警察官→所轄警察署長→村長→知事（防災危機管理課）
(ｲ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→村長

エ　自衛官の措置
・自衛官→村長→知事（防災危機管理課）

オ　水防管理者の措置
・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難指示情報の伝達

村及び県は、村長が避難指示を発令した際には、「放送を活用した避難指示の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成 17 年 6 月 28 日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

3　避難の実施の方法（村）

村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア　避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。
イ　避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
ウ　誘導に当っては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を２箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、村が策定した「国頭村避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画)」に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

４　避難所の開設及び収容保護（村・関係各課、県）

(1) 避難所の設置

村は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

(2) 福祉避難所の設置

村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して村の地域外の県の施設等へ広域避難を行うものとする。

(4) 設置及び収容状況報告

村長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

５　避難者の移送（村）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、第 1 章　第 15 節　交通輸送計画に定めるところによるものとする。

６　避難所の運営管理（村・関係各課）

村は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。また、この多くが避難行動要支援者及びその家族である場合が多いため、これらの人々に対する支援計画を第 1 章　第 10 節　避難行動要支援者対策計画に記載している名簿の作成と連携して行う必要がある。

(3) 避難所の環境

村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア　食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。

イ　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ　運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ　テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ　ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

７　避難長期化への対応（村・関係各課、県）

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

８　県有施設の利用（村・関係各課、県）

村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

９　船舶の利用（村、県、第十一管区海上保安本部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

１０　在宅避難者の支援（村・関係各課）

村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第２款　風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、第１章　第８節　第１款　避難の原則によるものとする。

１　実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第１章第８節　第１款　１の実施責任者のとおりとする。

２　避難指示等の発令（村）

避難指示等の運用については、「国頭村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」のとおりとする。村は、村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第 60 条に基づき、居住者等に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(1) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

(2) 避難指示の判断は、「国頭村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に示すとおりとする。

(3) 県、気象台、沖縄総合事務局開発部は、村から求めが合った場合は、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(4) 警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(5) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

３　避難場所等（村）

避難先は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

（資料編「7　国頭村避難所等一覧表」参照）

４　避難誘導（村）

(1) 村民等の避難誘導

村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

(2) 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている場合は、基地と連携して米軍基地へ避難誘導する。

５　船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

６　避難所の開設・収容保護（村、村教育委員会）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、第 1 章　第 8 節　第 1 款　避難の原則のとおりとする。

第３款　広域一時滞在

１　広域一時滞在の協議等（村）

(1) 村の協議

村長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

村長は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

２　県外広域一時滞在の協議等（県）

(1) 村の協議の要求

村長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受け入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、村から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(4) 公示、報告

知事は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、村長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(5) 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

３　県外広域一時滞在の受け入れ（県）

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

国頭村が協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

４　知事による代行及び特例（県）

知事は、災害の発生により村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

５　知事等の助言（県）

知事は、被災市町村長（協議元市町村）から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言する。

また、知事は、内閣総理大臣に助言を求めることができる。

第 9 節　観光客等対策計画
（実施主体：企画商工観光課、県、観光施設の管理者、交通機関）

１　実施責任者
観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。
なお、避難計画の基本的な事項は第 1 章　第 8 節　避難計画のとおりである。

２　避難情報の伝達及び避難誘導（村、観光施設の管理者、交通機関）

(1)村の役割
村は、気象情報や避難指示等の避難情報を、村民等への伝達方法の他に、危険区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。
また、村職員、消防職員及び消防団員等により巡回し、観光客に避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割
気象情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、安全な避難場所に誘導する。
なお、避難情報が伝達されない場合も、気象情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

３　避難収容（村・関係各課、県、観光施設の管理者）

(1) 収容場所の確保
村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

また、国、県、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認
村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。
県は、村からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、情報の集約と一元管理を行う。

(3) 飲料水・食糧等の供給
村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

４　帰宅困難者対策（村・関係各課、県）

(1) 情報の提供
村及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策
村は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び（一社）沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第１０節　要配慮者対策計画
（実施主体：村、県、観光施設の管理者、交通機関）

１　実施責任者
要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。
なお、避難計画の基本的な事項は、第 1 章　第 8 節　避難計画のとおりである。

２　避難行動要支援者の避難支援（村）
村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、村要配慮者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。
避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。
また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を災害から保護するため、村長が避難について特に支援が必要な者の名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有を行う。
名簿の作成にあたっては、下記の項目に留意し作成する。
・避難支援など関係者となる者
・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
・名簿の更新に関する事項
・名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置
・要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
・避難支援等関係者の安全確保

３　避難生活への支援（村）

(1) 避難時の支援
村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。
避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。
村における福祉避難所は次に示すとおりである。
・国頭村老人福祉センター
・特別養護老人ホーム北斗園
・楚洲あさひの丘

村は、災害救助法が適用された場合において、国庫負担を受けることで福祉避難所の整備（概ね 10 人の避難行動要支援者に対し 1 人の生活相談職員等の配置、避難行動支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材　等）を行うものとする。

(2) 応急仮設住宅への入居
村及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。
また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、村の要請に基づき必要な体制を支援する。

４　外国人への支援（県）

県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第１１節　水防計画
（実施主体：村、消防本部、県）

水防計画については沖縄県水防計画の定めるところによるものとし、その概要は以下のとおりである。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

１　村の水防組織

水防に関係のある気象注意報、警報、特別警報等により洪水、津波又は高潮のおそれがあり、水防の必要を認めたときから、その危険が解消するまでの間、国頭村水防本部（水害対策本部）を設置するものとする。ただし、国頭村災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

(1) 水防組織の組織構成

①　本部長	……村長
②　副本部長	……副村長
③　本部員	……村災害対策本部の配備に準ずる

(2) 水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、村災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。

ただし、建設部において次の事務分掌を行う。

①　水防連絡会議に関すること
②　水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること
③　災害情報の受理、伝達に関すること
④　河川、土木等に関する水害調査及び総務部長への報告に関すること
⑤　水防に関する応急対策に関すること
⑥　その他、関係機関との連絡調整に関すること

第１２節　消防計画
（実施主体：村、消防本部、県）

１　実施責任者
村は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

２　相互応援計画（村、消防本部、県）

(1) 県内市町村間の相互応援
各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第 39 条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

(2) 他都道府県による応援
ア　総務省消防庁長官への要請
県知事は、災害等非常事態が発生した場合において、県内の消防力をもってこれに対処することができないとき、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。（消防組織法第 44 条)
(ｱ) 災害の発生日時・場所・概要
(ｲ) 必要な応援の概要
(ｳ) その他参考となるべき事項

イ　緊急時における消防庁長官の措置
消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

３　非常事態における知事の指示（村、消防本部、県）

(1) 知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、村長又は消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。（消防組織法第 43 条）

(2) 知事は、危険物等に関する当該規制事務について権限を有する者に対して当該危険物等の製造施設貯蔵所等の使用の停止及び危険物等の引渡し、移動、詰替え等の禁止又は制限等の保安措置を要請するものとする。

第１３節　救出計画
（実施主体：村、消防本部、県）

１　実施責任者
村をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。
また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

２　救出の方法（村、消防本部、名護警察署、県）
被災者の救出は、村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 村の役割
ア　村は、救助機関として救出活動を実施するものとする。
イ　村は、村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 名護警察署の役割
名護警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。
救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割
県は、村への応援を必要と認めた場合、又は、村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。
また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 村民
村民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

３　救出用資機材の調達（村、消防本部）
救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

４　惨事ストレス対策（村、消防本部、県）
救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第１４節　医療救護計画

（実施主体：村、県、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

風水害等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

１ 実施責任者

村は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、村長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、村長が実施する。

２ 応急医療の方法（村、県）

(1) 情報の収集

村、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(2) 医療班等の出動要請

ア　県は、村から要請があったとき、又は自ら必要があると認めるときは、以下の機関に医療班等の派遣を要請する。

(ｱ)　日本赤十字社沖縄県支部
(ｲ)　県医師会災害医療チーム(ＪＭＡＴ)
(ｳ)　国、国立病院機構、公立の医療施設
(ｴ)　災害派遣医療チーム(ＤＭＡＴ)
(ｵ)　県薬剤師会、民間の医療班
(ｶ)　沖縄県看護協会看護救護班
(ｷ)　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）

イ　村は、地区医師会、地区薬剤師会及び村立医療機関等に医療班の派遣を要請する。また、県や他の市町村に応援を要請する。

ウ　医療班の構成は、医師１人、看護師（准看護師を含む）３人、事務担当者１人及び運転手１人計６人を基準とする。

(3) 応急救護所の設置

村及び県は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所及び以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

ア　救助法適用市町村の区域内の病院又は診療所における入院治療施設
イ　アの区域に隣接する市町村の区域内の病院の入院治療施設

３　後方医療施設（村）

村は、医療班による応急手当の後、治療を要する傷病者のために、災害拠点病院等の収容状況について県と調整を行う。

〔応急医療のながれ〕

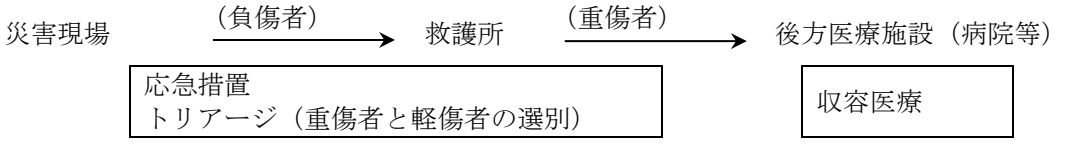

４　救急搬送（村、消防本部）

傷病者の搬送は、原則として村及び消防機関の救急車両等により行う。

村は、道路の不通等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を県に要請する。

５　助産体制（県）

(1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

(2) 助産の方法

ア　医療班等による助産

(ｱ) 助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(ｲ) 医療班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記２における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ　委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ｱ) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(ｲ) (ｱ)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

６　医薬品、衛生材料の確保（村、県）

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療班の手持品を使用するものとする。

ただし、手持品がない、又は手持品が不足したときは、県において確保の上、輸送するものとする。

７　血液製剤の確保（村、県）

村は県と調整の上、沖縄県赤十字血液センターと連携して血液製剤の確保を図り、医療班等の要請に基づき供給する。

８　船舶の利用（村、県、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

村は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所有船舶の供用を県と調整の上要請するものとする。

９　被災者の健康管理とこころのケア（村、県）

(1) 被災者の健康状態の把握

村は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

(2) こころのケア

村は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

(3) 継続的治療への支援

村は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第１５節　交通輸送計画

（実施主体：村、県、名護警察署、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部）

１　実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとするとともに、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下とする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

ア　道路法に基づく規制　　道路の管理者
イ　道路交通法に基づく規制　　県公安委員会
ウ　災害対策基本法に基づく規制　　県公安委員会

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第 33 節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

ア　災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
イ　輸送の実施機関において輸送することが不可能と認められる場合
ウ　港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
エ　公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

(4) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 31 年 2 月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における国頭村内の重要道路（第２次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

道路種別	道路名	区間
国道（指）	国道 58 号	国頭村奥～名護市宮里 4 丁目（北）
主要地方道	国頭東線	国頭村奥～東村平良
一般県道	県道 2 号線	国頭村与那～安田
市町村道	国頭村道（辺士名大通り線）	辺土名交差点～国頭村役場入口
市町村道	国頭村道（辺戸奥線）	国頭村奥～奥港入口

事前通行規制区間※：国道 58 号国頭村宜名真～国頭村字与那（12.14ｋｐ～22.50ｋｐ）
特殊通行規制区間※：国頭村浜～大宜味村根路銘（30.6KP～36.8KP）

※詳細は、北部国道事務所の事業概要を参照

(5) 緊急輸送港湾

緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。

港湾名		管理者	施設名	所在地
重要港湾	那覇港	那覇港管理組合	岸壁（-13.0m）耐震：１バース	那覇市
重要港湾	那覇港	那覇港管理組合	岸壁（-9.0m）耐震：１バース	那覇市
重要港湾	石垣港	石垣市	岸壁（-9.0m）耐震：１バース	石垣市
地方港湾	伊江港	沖縄県	岸壁（-7.5m）耐震：１バース	伊江村
地方港湾	兼城港	沖縄県	岸壁（-5.5m）耐震：１バース	久米島町
地方港湾	本部港	沖縄県	岸壁（-9.0m）耐震：１バース	本部町

(6) 緊急輸送漁港

緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。

漁港名	管理者	施設名	所在地
糸満漁港	沖縄県	-6.0ｍ岸壁(1)：1 バース	糸満市
佐良浜漁港	沖縄県	-3.5ｍ岸壁(2): 1 バース	宮古島市
渡名喜漁港	沖縄県	-5.0ｍ岸壁　：1 バース	渡名喜村

２　交通の規制（村、県、名護警察署、沖縄総合事務局）

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア　危険箇所における規制

(ｱ) 道路法に基づく規制（道路法第 46 条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(ｲ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第 4 条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　緊急輸送のための規制

(ｱ) 基本法に基づく規制（基本法第 76 条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 危険箇所における規制

村、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア　緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ　県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ｱ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(ｲ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがいないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ｳ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア　使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ　証明書等の交付

県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式１

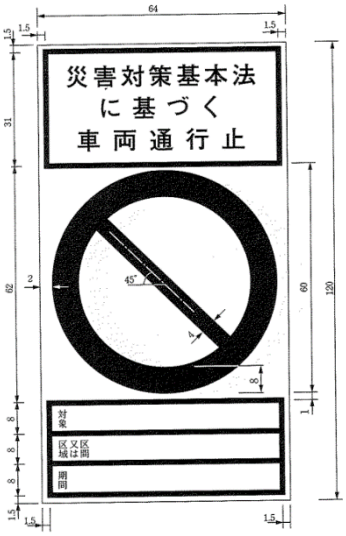

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

様式２

１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地は銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式３

第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　印

公安委員会　印

番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）		
使用者	住所	（　　）　局　　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第 76 条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ　区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。

ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ　警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア　警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ　災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを各道路管理者に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

３　緊急輸送（村、県、名護警察署、沖縄総合事務局）

(1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第１段階から第３段階とする。

ア　第１段階

(ｱ) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(ｲ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

(ｳ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等

(ｴ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(ｵ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

イ　第２段階

(ｱ) 上記アの続行

(ｲ) 食糧及び水等の生命維持に必要な物資

(ｳ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(ｴ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ　第３段階

(ｱ) 上記イの続行

(ｲ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ｳ) 生活必需品

(2) 輸送の方法

ア　輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

(ｱ) 道路輸送

(ｲ) 海上輸送

(ｳ) 空中輸送

(ｴ) 人力による輸送

イ　輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

ア　車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という）の確保は、おおむね以下の順位によるものとする。

(ｱ) 応急対策を実施する機関に属する車両等

(ｲ) 公共的団体に属する車両

(ｳ) 営業用の車両等

(ｴ) 自家用の車両等

イ　県における車両等の確保

車両等を確保する必要がある場合は、県の各部（局）は出納事務局物品管理課に対し、その確保を要請する。

ウ　民間車両による輸送

(ｱ) 村及び県における措置

村及び県において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(ｲ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

① 災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めたときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区間、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。
② 上記により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
③ 輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後５日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

(ｳ) 運輸事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への運輸要請
① 県又は指定地方行政機関の長は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるとみとめるときは、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、輸送すべき人、物資又は資材並びに輸送すべき場所及び期日を示して輸送を要請するものとする。
② 県又は指定地方行政機関の長は、輸送事業者である指定公共機関は又指定地方公共機関が正当な理由が無く要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対して当該輸送を行うべきことを指示する。

エ　燃料の確保

村及び県において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 海上輸送

ア　海上輸送の実施

災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。特に緊急の場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるのとする。

イ　県有船舶による輸送

村は、県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、すみやかに文書を提出するものとする。

(ｱ) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(ｲ) 応援を必要とする期間
(ｳ) 応援を必要とする船舶数
(ｴ) 応急措置事項
(ｵ) その他参考となるべき事項

ウ　第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部所属船艇の派遣要請等については、以下のとおりとする。

(ｱ) 村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し第 1 章　第 6 節　自衛隊災害派遣要請計画に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。
(ｲ) 知事は、(ｱ)の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めたときは、第十一管区海上保安本部長に対し、第 1 章　第 6 節　自衛隊災害派遣要請計画に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。
(ｳ) 村及び県における要請後の措置等は、第 1 章　第 6 節　自衛隊災害派遣要請計画に定める要領に準じて行うものとする。

エ　民間船舶による輸送

(ｱ) 村及び県における措置
村及び県において民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(ｲ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

① 災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めたときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し航路、船舶、運送すべき人又は物を指定して航海を要請する。
② ①により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
③ 航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後５日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

(5) 空中輸送

ア　空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

イ　空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、第 1 章　第 6 節　自衛隊災害派遣要請計画の定めるところによるものとする。

ウ　ヘリポートの整備

村は、空中の輸送（緊急患者搬送、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、また、北部ダム統合管理事務所が所有するヘリポートについて予め災害時等の緊急使用に関する調整を図る等、災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、第 1 章　第 6 節　自衛隊災害派遣要請計画の定めるところによる。

４　広域輸送拠点の確保（村、県）

村は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

以上、4 項目を実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

(1) 各道路管理者及び名護警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。特に、避難指示が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、村に伝達する。

(2) 名護警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第１６節　治安警備計画（実施主体：名護警察署）

１　災害時における警察の任務

名護警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

２　災害時における警備体制（名護警察署）

名護警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次により災害警備体制を確立するものとする。

(1) 警備体制の種別

警備体制は、以下のとおりとする。

ア　準備体制

台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

イ　警戒体制

管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。

ウ　非常体制

大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

(2) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、県警本部及び名護警察署に災害警備本部を設置するものとする。災害警備本部の名称組織については、警察本部長が定めるものとする。

(3) 警備部隊の編成

警察本部長又は署長は、災害警備本部等を設置したときは、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、所要の警備部隊を編成するものとする。

(4) 警備部隊の運用

名護警察署は災害の種別、規模、態様に応じ、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

３　災害警備措置要領

警備体制発令時における警備措置は以下のとおりとし、その実施運用は、「沖縄県警察の警備実施に関する訓令」の定めるところによる。

(1) 準備体制段階

準備体制をとったときは、おおむね以下に掲げる活動を行うものとする。

ア　災害警備連絡室（本部）の設置
イ　気象、災害情報の収集及び伝達
ウ　事前広報
エ　関係機関との連絡
オ　装備資器材の準備
カ　通信の確保
キ　警察施設の防護

(2) 警戒体制段階

警戒体制をとったときは、(1)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

ア　災害警備（準備）本部の強化
イ　警備本部要員の招集
ウ　警備部隊の編成及び事前配置
エ　装備資器材の事前配備
オ　広報体制の確立
カ　警備部隊の応援要請
キ　補給

(3) 非常体制段階

非常体制をとったときは、(1)及び(2)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

ア　避難誘導及び警戒措置
イ　被害調査
ウ　救出・救助活動
エ　行方不明者の捜索及び死体の見分
オ　犯罪の予防及び検挙
カ　応援部隊の派遣調整
キ　交通秩序の維持及び交通規制の実施
ク　広報活動

４　被災地の社会秩序の維持（名護警察署、第十一管区海上保安本部）

(1) 被災地の安全確保

名護警察署は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

(2) 海上の安全確保

第十一管区海上保安本部は、被災地付近の海上において巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努める。

第１７節　災害救助法適用計画
（実施主体：村、県）

１　実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、村長は、県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。救助の種類は、以下のとおりである。

(1)避難所及び応急仮設住宅の供与
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
(4) 医療及び助産
(5) 被災者の救出
(6) 被災した住宅の応急修理
(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8) 学用品の給与
(9) 埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、村防災計画に定めるところにより村長が実施するものとする。

２　救助法の適用基準

救助法による救助は、村単位の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、村が行うものとする。

(1) 村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が l,500 世帯以上であって、村の被害世帯数が人口に応じ、(1)の被害世帯数の２分の１に達したとき

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき

(4) 村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき
ア　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
イ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき

村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上　15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上　30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上　50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上　100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上　300,0000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

３　救助法の適用手続き（村、県）

(1) 村の役割

ア　災害の発生に際し、村における被害が２の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

イ　災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、村長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

４　救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和 47 年沖縄県規則 19 号）

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和 47 年沖縄県規則 19 号）

第１８節　給水計画
（実施主体：村、県、企業局）

１　実施責任者
災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、村が必要と認めたときは、村が実施する。

２　供給の方法（村、県、企業局）

(1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。

(2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

(3) 供給の方法は、県の調整池及び村の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

ア　貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。
イ　配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。
ウ　ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。

(4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

ア　ろ水器によるろ過給水
(ｱ) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
(ｲ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

イ　容器による搬送給水
(ｱ) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。
(ｲ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(5) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

３　医療施設等への優先的給水（村、県）
医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

４　雑用水の確保（村、県）
飲み水以外の雑用水の確保について、県と連携し取り組みについて推進を行っていくものとする。

第１９節　食糧供給計画
（実施主体：村、県）

１　実施責任者
災害時における食糧の調達及び供給は、村が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された村長が実施する。

２　食糧の調達（村、県）

(1) 村の役割
あらかじめ食糧供給計画を定めておき、被災者のための食糧の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県の役割
ア　村から食糧供給の要請があったとき又は被災市町村の被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県の備蓄食糧、協定締結機関（九州・山口９県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食糧を確保して、当該市町村に供給する。
イ　食糧の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第１章　第15節　３の緊急輸送に基づいて実施する。

３　炊出等の食品の給与（村）
被災者に対する応急炊出し及び食糧品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法
ア　炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。
イ　救助用応急食糧は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。
ウ　炊出しは村長が行うものとする。
エ　炊出し及び食糧品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、村長が行うものとする。
オ　炊出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。
カ　炊出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。
キ　炊出しに当たっては、常に食糧品の衛生に留意するものとする。
ク　食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量
ア　種別
(ｱ) 炊出し（乳幼児のミルクを含む）
(ｲ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって３日以内の食糧品を支給する）
イ　給与品目及び数量
(ｱ) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品
(ｲ) 給与数量は、１人１日精米換算 300ｇ以内（乾パン、麦製品（乾ウドン等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない）

４　要配慮者等に配慮した食糧の給与（村）
村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食糧の給与に努めるものとする。

第２０節　生活必需品供給計画
（実施主体：村、県）

１　実施責任者
被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めるときは、村長が実施する。

２　給与又は貸与の方法
衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、当該市町村において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。
また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

３　給与又は貸与の品目
原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。
（品目例）　寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

４　物資の調達（村、県）

(1) 村の役割
あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県の役割
ア　村から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を村に緊急輸送する。
イ　備蓄物資又は県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。
ウ　村が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。
エ　災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。
オ　運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

５　救援物資の受入れ（村、県）

(1) 救援物資の受入れ
村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。
村で救援物資の受入れができない場合は、県が市町村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入ルールの作成
救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

第２１節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画
（実施主体：村、県）

１　感染症対策（村、県）

(1) 実施責任者

ア　村は、県の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。

イ　県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行うものとする。

(2) 感染症対策実施の組織

村や保健所（保健所設置市の設置する保健所を含む。以下同じ。）は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成するものとする。

ア　村感染症対策班の編成

村は、感染症対策実施のため、村感染症対策班を編成するものとする。

イ　疫学調査班の編成

保健所は疫学調査のため疫学調査班を編成するものとする。

(3) 感染症対策の指示

県及び保健所設置市は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたらせるものとする。特に、県においては、被害激甚な市町村に対しては職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせるものとする。

また、県は感染症対策上必要と認めたときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市町村は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、県又は市町村の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

ア　法第 27 条第２項及び第 29 条第２項の規定による消毒に関する指示

イ　法第 28 条第２項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示

ウ　法第 31 条第２項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示

エ　予防接種法第６条第１項の規定による臨時予防接種に関する指示

(4) 感染症対策の実施

ア　県の役割

(ｱ) 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施にあたっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

(ｲ) 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む。）に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

(ｳ) 臨時予防接種

県は感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第６条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

(ｴ) 患者等に対する措置

県は、災害地に発生した一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第 46 条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わな

い場合は入院させることができ、法第 21 条又は第 47 条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。
災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院又は診療所に移送するものとする。

(ｵ) 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除
県は、必要と認めた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

イ　村の役割

(ｱ) 清潔方法
村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導するものとする。
また、村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。
なお、津波被害の被災地においては，津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(ｲ) 消毒方法
消毒の方法は、同法施行規則第 14 条によるものとする。

(ｳ) ねずみ族及び昆虫等の駆除
ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条によるものとする。

(ｴ) 生活の用に供される水の供給
法第 31 条第２項の規定による知事の指示に基づいて、村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(ｵ) 臨時予防接種
予防接種法第６条第１項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

(ｶ) 避難所の感染症対策措置
避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。
なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。
①　疫学調査　　②　清潔の保持及び消毒の実施　　③　集団給食
④　飲料水の管理　　⑤　健康診断

２　保健衛生（村、県）

(1) 被災者の健康管理
村及び県は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア　良好な衛生状態の保持
被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ　要配慮者への配慮
高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ　保健師等による健康管理
　保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

３　し尿の処理（村、県）

(1) 実施責任者
　村は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。
　ただし、被害が甚大なため村内において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(2) し尿の収集
　村は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は 1.8 キロリットルバキューム車で 1 回約 20 世帯とする。
　なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

(3) 仮設便所等のし尿処理
　村は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。
　また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(4) 清掃用薬剤の調達
　村は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

４　食品衛生監視（県）

(1) 実施責任者
　県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

(2) 活動内容
　食品衛生監視班は、以下の活動を行う。
ア　救護食品の監視指導及び試験検査
イ　飲料水の簡易検査
ウ　その他食品に起因する危害発生の防止

５　犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（村、県）

(1) 実施責任者
ア　犬及び負傷動物対策
　村及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。
イ　特定動物（危険動物）対策
　県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理
ア　犬及び負傷動物対策
　県は、村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ　危険動物対策
　県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示
　県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分
ア　県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
イ　県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

６　ペットへの対応（村、県）
　災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置
ア　県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。
イ　県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い
　村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。
　また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第２２節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画
（実施主体：村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

１　実施責任者
遺体の捜索、処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。
ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村が行うこととすることができる。
また、救助法が適用されない場合で、村が必要と認めたときは、村が実施する。

２　行方不明者の捜索（村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊）
村は、関係機関の協力により捜索班を編成し、警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部の協力得て、遺体の捜索を実施するものとする。

３　遺体の取扱（村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 遺体の取扱
発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）、死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は村長に引き渡すものとし、村はその後において必要に応じて遺体の処理を行うものとする。
名護警察署は、必要に応じ警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、効果的な身元確認のために、必要な資料の提供について村等と連携を図るものとする。

(2) 遺体の処理
ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のため処置として行うものとする。

イ　遺体の一時保存
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて、埋葬の処理をとるまで保存する。
死体収容施設については、資料編に示すものとする。

ウ　検案
遺体について死因、その他について医学的検査をする。

エ　遺体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。

４　遺体の埋葬（村）
埋葬又は火葬は村長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、村が実施する。

５　広域火葬（県）
村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。
県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第２３節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画
（実施主体：村、県、沖縄総合事務局）

１　実施責任者
災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。
ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。
また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長が実施する。

２　障害物の除去（村、県、沖縄総合事務局）

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物
村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア　対象者
(ｱ) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
(ｲ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
(ｳ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ　除去の方法
村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅
村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物
道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物
河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。
第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

第２４節　住宅応急対策計画
（実施主体：村、県）

１　実施責任者
村及び県は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

２　応急仮設住宅の設置等（村、県）

(1) 実施者
応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、県が実施する。
また、救助法が適用されない場合で、村が必要と認めるときは、村が実施する。

(2) 対象者
応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(3) 設置の方法
応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。
なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅
村及び県は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(5) 入居者の選定
入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の入居を優先するものとする。その際、入居者に配慮し、バリアフリー等を行うものとする。

(6) 賃貸住宅借り上げによる収容
村及び県は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。また、これらの空き居室は、教育住宅等としても利用することができる。

(7) 運営管理
応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

３　住宅の応急修理（村、県）

(1) 実施者
　住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は村）が実施する。救助法が適用されない場合で、村が修理の必要を認めるときは、村が実施する。

(2) 対象者
　住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(3) 修理の方法
ア　住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。
イ　応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最少限度必要な部分を対象とする。

４　村営住宅の活用（村）
　村は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、村営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

５　住家の被災調査（村、県）
　村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。
県は、村の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

６　被災者台帳の作成（村、県）
　村は、必要に応じて、箇々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況におうじて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。

第２５節　二次災害の防止計画
（実施主体：村、県）

１　実施責任者
　建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村が実施する。県は、村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

２　高潮、波浪等の対策（村、県）
　県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため，海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。
　村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第２６節　教育対策計画
（実施主体：村教育委員会、県教育委員会）

１　実施責任者
災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

(1)村の役割
ア　村立小中学校その他の文教施設の災害復旧は村が行う。
イ　村立小中学校児童生徒に対する応急教育は村教育委員会が行う。なお、救助法が適用されたとき、又は村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。
ウ　救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として村長が行う。

２　応急教育対策（村教育委員会、県教育委員会）
災害時における応急教育はおおむね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校
ア　学校施設の確保
災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。
(ｱ) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。
(ｲ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。
(ｳ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。
(ｴ) 村教育委員会は、応急教育に当たって村内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ　教育職員の確保
県教育委員会は、県教育事務所及び村教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

ウ　教科書、教材及び学用品の支給方法
(ｱ) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告
村は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。
県教育委員会は、村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。
(ｲ) 支給
①　救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給
給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。
文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。
②　救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、村又は本人の負担とする。

エ　被災児童生徒の転校及び編入
被災児童生徒の転校及び編入については、村教育長が別に定める。

３　学校給食対策（村教育委員会、県教育委員会）

村教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

４　社会教育施設等の対策（村教育委員会、県教育委員会）

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

５　り災児童・生徒の保健管理（村教育委員会、県教育委員会）

県及び村は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

６　文化財の保護（村教育委員会、県教育委員会）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 村指定の文化財は、村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

第２７節　危険物等災害応急対策計画

（実施主体：村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部）

１　石油類（村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア　危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ　タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

(3) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(4) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

２　高圧ガス類（村、消防本部、県、名護警察署、第十一管区海上保安本部）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ　高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ　充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 村の役割

村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

ア　高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ　高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ　高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 県警察

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

第２８節　海上災害応急対策計画

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

１　連絡調整本部の設置

海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

２　実施機関

(1) 第十一管区海上保安本部
(2) 沖縄総合事務局
(3) 沖縄気象台
(4) 陸上自衛隊第 15 旅団
(5) 海上自衛隊沖縄基地隊
(6) 沖縄県
(7) 沖縄県警察
(8) 関係市町村、消防署
(9) 日本赤十字社沖縄県支部
(10) 事故関係企業等
(11) 海上災害防止センター
(12) その他関係機関及び団体

３　海上災害発生時の通報系統

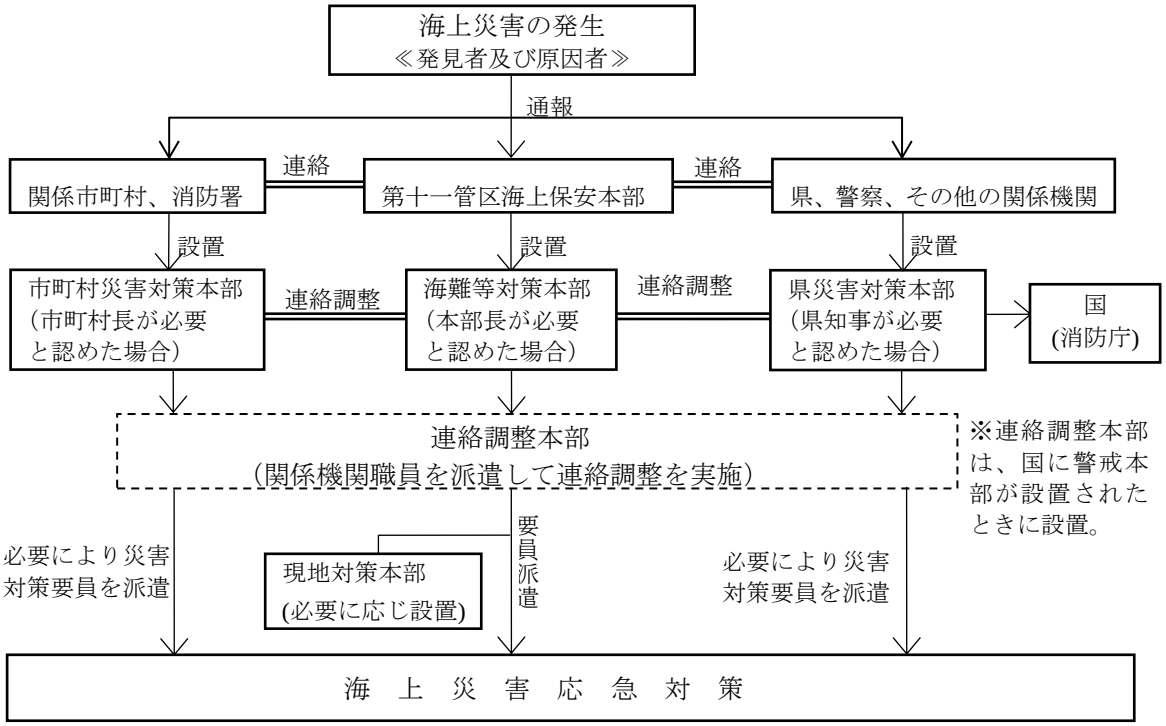

４　第十一管区海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は、以下のとおりとする。

(1) 非常体制の確立

ア　管内を非常配備とする。

イ　大規模海難等対策本部を設置する。

ウ　通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。

エ　巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。

オ　一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告や出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

ア　気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

イ　航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

ウ　大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(5) 緊急輸送

第 1 章　第 15 節　3 の緊急輸送に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」（昭和 30 年運輸省令第 10 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸し付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

(8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずるものとする。

(10) 警戒区域の設定

第 1 章　第 8 節　第 1 款　避難の原則に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア　危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。

イ　危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ　危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

５　その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局の役割

救援船舶の斡旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

(2) 陸上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア　遭難者の救護

イ　沿岸住民の避難に必要な支援

ウ　消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(3) 海上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア　被害状況の調査
イ　遭難者の救出・救護
ウ　死傷病者の救出・搬送
エ　行方不明者の捜索
オ　沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
カ　人員・物資の輸送等
キ　消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(4) 県の役割

ア　沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
イ　応急物資の斡旋及び輸送手段の調整
ウ　自衛隊、地方公共団体に対し応援要請その他の応急措置
エ　第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力
オ　防除資機材及び消火資機材の整備
カ　規模に応じ、災害対策本部等の設置
キ　危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言
ク　災害救助法適用に関する措置
ケ　的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
コ　災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施

(5) 村及び消防本部の役割

ア　沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
イ　沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
ウ　沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
エ　死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
オ　沿岸及び地先海面の警戒
カ　沿岸住民に対する避難の指示
キ　消火作業及び延焼防止作業
ク　その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
ケ　防除資機材及び消火資機材の整備
コ　事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
サ　漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(6) 名護警察署の役割

ア　危険防止又は民心安定のための広報活動
イ　住民の避難誘導
ウ　避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
エ　交通の秩序の維持及び通信の確保
オ　人命救助の実施
カ　災害情報の収集及び関係機関への伝達
キ　関係防災機関の活動に関する支援

(7) 事故関係機関
ア　海上保安官署への事故発生の通報
イ　遭難船舶乗組員の救助
ウ　現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
エ　必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
オ　消火活動等消防機関への協力
カ　防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
キ　災害対策連絡調整本部への責任者派遣

(8) 海上災害防止センター
ア　船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施
イ　海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
ウ　村及び県等の災害復旧にあたっての助言

(9) その他関係機関、団体
自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

６　災害復旧・復興対策
被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 海洋環境の汚染防止
地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保
災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
ア　船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
イ　広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等及び事故防止に必要な指導を行う。

第２９節　在港船舶対策計画
（実施主体：第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部、村及び各漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

１　船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
(2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
(3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
(4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
(5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

第３０節　労務供給計画
（実施主体：村）

１　実施責任者
災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

２　労務者の供給の方法（村）
労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

３　救助法による賃金職員等の雇上げ（村）
村が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲
救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア　被災者の避難誘導賃金職員等
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき

イ　医療及び助産における移送賃金職員等
(ｱ) 医療班では処理できない重傷患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき
(ｲ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき
(ｳ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重傷ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき

ウ　被災者の救出賃金職員等
被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき

エ　飲料水の供給賃金職員等
飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき

オ　救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等
以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき
(ｱ) 被服、寝具、その他の生活必需品
(ｲ) 学用品
(ｳ) 炊出し用の食糧品、調味料、燃料
(ｴ) 医薬品、衛生材料

カ　死体捜索賃金職員等
死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき

キ　死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア　上記のほか、埋葬、炊出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ｱ) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
(ｲ) 賃金職員等の所要人員
(ｳ) 雇上げを要する期間
(ｴ) 賃金職員等雇上げの理由

イ　県は村から要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア　費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ　雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

４　従事命令、協力命令（村）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〔従事命令等の種類と執行者〕

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条１項	村長
		〃 第 65 条２項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条３項	自衛官（村長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第４条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第７条第１項	知 事
	協力命令	〃 第 ８条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第 71 条１項	知 事 村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第 71 条２項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3　土木技術者又は建築技術者 4　土木、左官、とび職 5　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6　地方鉄道業者及びその従業者 7　軌道経営者及びその従業者 8　自動車運送業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	村内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令　（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

村及び県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。（基本法第 82 条第 1 項）

(3) 実費の弁償

県は従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第 35 条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。（基本法第 82 条第 2 項）

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 11 条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（救助法第 24 条第 5 項）

(4) 傷害等に対する補償

ア　県の役割

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 2 項）

イ　村の役割

村及び県は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 1 項）

（従事命令、協力命令）

従事第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 / 協力 を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。

（保管命令）

保管第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
氏　名

災害対策基本法 第 71 条 / 第 78 条第１項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

保管すべき物資の種類	数　量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。

（管理、使用、収用）

管理第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 71 条 / 第 78 条第１項の規定に基づき、次のとおり　管理 / 収用　を使用する。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

名　　称	数　量	所在場所	範　　囲	期　　間	引渡月日	引渡場所	備　　考

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

（変更）

変更第　　号

公　用　変　更　令　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 71 条 / 第 78 条第１項の規定に基づく公用令書（　　年　月　日　第　　号）に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

変更した処分の内容

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

（取消）

取消第　　号

公　用　取　消　令　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 71 条 / 第 78 条第１項の規定に基づく公用令書（　　年　月　日　第　　号）に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第１項の規定によりこれを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

第３１節　民間団体の活用計画
（実施主体：村、県）

１　実施責任者（村、県）

(1) 民間団体の活用は、村が民間団体の協力を求めて行うものとする。なお、村で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。

(2) 大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは村において処理できない場合においては、県へ要請を行う。

２　組織及び活動内容

(1) 組織

民間団体の組織としては、青年団体及び女性団体その他の団体とする。

(2)活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たるものとする。

ア　被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援

イ　災害後の炊出しの応援

第３２節　ボランティア受入計画
（実施主体：村、県、社会福祉協議会）

１　ボランティアの募集（村、県、社会福祉協議会）
村及び村社会福祉協議会に設置される災害救援ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう被災地災害ボランティアセンターと連携協力を行う。
また、被災地災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

２　ボランティアの受入れ（村、社会福祉協議会、県）
村は、県被災地災害ボランティアセンター、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。
さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

３　ボランティアの活動内容
ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア
ア　医療救護（医師、看護師、助産師等）
イ　無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
ウ　外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
エ　住宅の応急危険度判定（建築士）
オ　その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア
ア　炊き出し
イ　清　掃
ウ　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
エ　被災地外からの応援者に対する地理案内
オ　軽易な事務補助
カ　危険を伴わない軽易な作業
キ　避難所における各種支援活動
ク　その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
ケ　災害ボランティアセンターの運営に関する支援
コ　その他必要なボランティア活動

４　ボランティアの活動支援（村、県、社会福祉協議会）
村及び村社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供（村、県）
ア　沖縄県社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンターの役割【沖縄県社会福祉協議会（県総合福祉センター）、県庁舎】
(ｱ) ボランティアの活動方針の検討
(ｲ) 全体の活動状況の把握
(ｳ) ボランティアニーズの全体的把握
(ｴ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
(ｵ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
(ｶ) ボランティア活動支援金の募集、配分
(ｷ) 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ　被災地災害ボランティアセンターの役割【国頭村社会福祉協議会（老人福祉センター）、国頭村庁舎等】

(ｱ) 避難所等のボランティア活動の統括
(ｲ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
(ｳ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
(ｴ) ボランティアの紹介
(ｵ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
(ｶ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

村及び県は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供（村、県）

村及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村及び県は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第３３節　公共土木施設応急対策計画
（実施主体：村、県、沖縄総合事務局）

１　実施責任者
災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

２　施設の防護（村、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路施設

ア　国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧等を行う。

イ　国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

(ｱ) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

(ｲ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

(ｳ) 土木事務所長の災害に関する報告は、第１章　第４節　災害状況等の収集・伝達計画に定めるところによるものとする。

ウ　村道

村道の管理者である村における措置は、以下のとおりとする。

(ｱ) 村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。
- 被害の発生した日時及び場所
- 被害の内容及び程度
- 迂回道路の有無

(ｲ) 村長は、自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに村長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

(2) 港湾・漁港施設

ア　県の役割

(ｱ) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(ｲ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

イ　村における措置

村長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

(ｱ) 被害の発生した日時及び場所

(ｲ) 被害内容及び程度

(ｳ) 泊地内での沈没船舶の有無

３　応急措置（村、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

４　応急工事（村、県、沖縄総合事務局）

(1) 応急工事の体制

ア　要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

(ｱ) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(ｲ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ　応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア　道路施設

(ｱ) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

・排土作業又は盛土作業
・仮舗装作業
・障害物の除去
・仮道、さん道、仮橋等の設備

(ｲ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ　港湾・漁港施設

(ｱ) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(ｲ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ｳ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第３４節　航空機事故災害応急対策計画
（実施機関：村、県、名護警察署、空港管理者、第十一管区海上保安本部）

空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、県、村及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

１　空港管理者

空港の利用にあたっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

２ 県の役割

(1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
(2) 地元市町村が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
(3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
(4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

３ 村の役割

(1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
(2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
(3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
(4) 災害の規模が大きく地元市町村で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

４ 名護警察署の活動

(1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生の恐れがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。
(2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

５ 第十一管区海上保安本部の活動

(1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。
(2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

第３５節　ライフライン等施設応急対策計画

（実施主体：村、県、企業局、沖縄電力㈱、沖縄ガス㈱、液化石油ガス販売事業所、ＮＴＴ西日本沖縄支店、㈱ＮＴＴドコモ）

第１款　電力施設応急対策（沖縄電力(株)）

県地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力㈱が定める防災業務計画により実施するものとする。なお、同計画は電力施設に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。また、被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては国頭村と十分連絡を取ると共に、必要に応じ県災害対策本部と協議して措置する。

第２款　ガス施設応急対策（沖縄ガス(株)）

県内における災害時のガスの供給のための応急対策は、次によるものとする。

１　実施方針

沖縄ガス(株)における応急対策は、同社が定める防災計画により実施するものとする。

２　関係機関の協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業体は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて県災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、以下の事項に重点をおいて処置するものとする。

(1) 警察、消防機関等への通報
(2) ガス漏れ応急処置
(3) 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
(4) 地域住民の避難、救出

第３款　液化石油ガス施設応急対策（液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

第４款　上水道施設応急対策（村、県、企業局）

１　上水道の応急対策

水道事業者は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

２　広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

第５款　電気通信設備応急対策（ＮＴＴ西日本沖縄支店(株)、ＮＴＴドコモ(株)）

電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第３６節　農林水産物応急対策計画
（実施主体：村、県）

１　農林水産物の対策（村、県）

(1) 事前対策

村は台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、沖縄県と調整の上、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図り、事前対策を行うものとする。

(2) 事後対策

村は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害をうけたときは、ただちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県及び県出先機関を通じて事後対策について指導を受けるものとする。

２　農産物応急対策（村、県）

(1) 種苗対策

ア　災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、村は関係の農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ　村長の要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

(2) 病害虫防除対策

ア　緊急防除対策

災害により病害虫が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病害虫防除協議会に諮り、病害虫緊急防除対策を樹立し、村長は県より具体的な防除の指示を受けるものとする。

イ　緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

３　家畜応急対策（村、県）

(1) 家畜の管理

大雨・洪水等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、村においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は村の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

診断の必要な家畜は、村長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして村に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、村の要請に基づき、県は政府保有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料については沖縄県農業協同組合に対し必要数量の確保を要請し、供給についてあっせんを行うものとする。

４　水産物応急対策（村、県）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するためのあっせんの措置を講ずるものとする。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、又は発生蔓延防止のため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせるものとする。

第３７節　米軍との相互応援計画
（実施主体：村、消防本部、県、消防機関、在沖米軍）

１　相互連携体制の構築（村、県）
本県において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、米軍と県との相互連携体制を構築することは重要である。

そこで、村及び県は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

２　「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」（県）
本県において、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害が及び、又はそのおそれがある場合、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づいて沖縄県と在沖米軍が相互に連携し、人命救助、緊急輸送、障害物除去等の被災者救援活動や被害防止措置等を行う。

３　基地立入りに関する協定（村）
村は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成 19 年４月 27 日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについて米軍との協定の締結を進めている。

村は、協定が成立した後に当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

なお、村は、県と調整の上当該協定の締結に係る各種支援を受ける。

４　緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部）
消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」（平成 13 年１月 11 日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

５　消防相互援助協約（消防本部）
消防機関は、「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

第３８節　道路事故災害応急対策計画

（実施主体：村、県、名護警察署、沖縄総合事務局）

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、 道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ　村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、 引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ　県は村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

エ　名護警察署は被害に関する情報を把握し、これを県警本部に連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア　道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ　関係機関は、第 1 章　第 1 節　組織計画の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア　道路管理者は村の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ　村及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村及び県は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア　道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ　道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ　道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ　名護警察署は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア　災害復旧への備え

道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、 資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

イ　再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第３９節　林野火災応急対策計画
（実施主体：村、県、名護警察署）

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

１ 県の活動

(1) 林野火災が発生した場合は、村からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。

(2) 村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。

(3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。

(4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

２ 村の活動

(1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。

(2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。

(3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。

(4) 火災の規模が大きく地元市町村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。

(5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

(6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

(7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

３ 名護警察署の活動

(1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。

(2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。

(3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。

(4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第４０節　食糧等備蓄計画

（実施主体：村、国頭村学校給食センター、県、沖縄総合事務局、企業局、日本赤十字社、関係機関）

１　実施責任者

災害時における食糧の供給は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長が実施する。

２　食糧の調達（村、県）

(1) 村

あらかじめ食糧供給計画を定めておき、被災者のための食糧の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県

ア　村から食糧供給の要請があったときは、県の備蓄食糧、協定締結機関（九州・山口９県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食糧を確保して、当該市町村に供給する。

イ　食糧の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第 1 章　第 15 節の 3 に基づいて実施する。

３　炊出等の食品の給与（村）

被災者に対する応急炊出し及び食糧品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法

ア　炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ　救助用応急食糧は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ　炊出しは村長が行うものとする。

エ　炊出し及び食糧品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、村長が行うものとする。

オ　炊出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ　炊出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。

キ　炊出しに当っては、常に食糧品の衛生に留意するものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア　種別

(ｱ) 炊出し（乳幼児のミルクを含む）

(ｲ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって３日以内の食糧品を支給する）

イ　給与品目及び数量

(ｱ) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品

(ｲ) 給与数量は、１人１日精米換算 300ｇ以内（乾パン、麦製品（乾ウドン等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない）

４　避難時要支援者等に配慮した食糧の給与（村）

村は、避難行動要支援者や食物アレルギー等に配慮した食糧の給与に努めるものとする。

第４１節　基地災害対策計画

（実施主体：村、消防本部、県、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部）

本村には、村全体面積（194.8km^2）の約 23%を占め、東村にまたがる本県最大の演習場である北部訓練場があり、海兵隊や陸軍、空軍の各部隊が対ゲリラ訓練や歩兵演習、ヘリコプター演習、脱出生還訓練、救命生存訓練を実施するなどの訓練基地として使用されている。

また、赤丸岬の地先にかけた位置にオクマレスト・センターという米軍施設がある。これは、宿泊施設やレストラン、修理工場、消防施設、貯蔵施設の建物の他、浄水場施設、各種野外レクレーション施設が完備され、空軍の管理課により米軍人、軍属及びその家族の福利厚生施設として利用されている。

これまで復帰後の基地被害を見ると、ヘリコプター等の墜落及び不時着や、信号燈・弾による火災発生、その他米兵による事件事故などがある。

このように、基地内に留まらず、隣接する地域はもとより村民生活への危険又はその影響について不安を及ぼしている等、基地対策への課題を抱えている厳しい環境がある。

災害予測に伴う防災対策を講じることは、行政権の及ばない本村において非常に困難なことではあるが、今後の対応措置について考慮しておくことが必要である。

村民の生命と財産を守ることを前提にした地域防災計画において、住民への被災を避けるため関係機関及び米軍等との連携を密にし、不測の事態に備えて置く事を重要な課題として推進していくものとする。

第２編　風水害編

第２章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧計画
(実施主体：村、県、沖縄総合事務局)

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

１　災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

２　災害復旧事業計画（村、県）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画
ア　河川施設復旧事業計画
イ　海岸　〃
ウ　道路　〃
エ　砂防　〃
オ　地すべり防止施設復旧事業計画
カ　急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
キ　下水道施設復旧事業計画
ク　港湾施設復旧事業計画
ケ　林地荒廃防止施設復旧事業計画
コ　漁港施設復旧事業計画
サ　公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画　※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(4) 都市災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 公立学校施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(11) 文化財災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

３　村及び県における措置（村、県）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、村又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、村及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

名護警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた村から要請があり、かつ村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事業の遂行に支障のない範囲で、村に代わって工事を行うものとする。

第２節　被災者生活への支援計画
（実施主体：村、県、沖縄労働局）

村及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

１　災害相談（村、県）

(1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、村その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

(2) 村の相談窓口等の開設

村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

２　罹災証明書の発行（村、県）

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早急に実施するため、災害によつ住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

県は、村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

３　住宅の復旧（村、県）

(1) 災害住宅融資

ア　災害復興住宅資金

村及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときはり災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、村は、り災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ　個人住宅（特別貸付）建設資金

村は、村内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害り災者貸付け制度の内容をり災者に周知するよう要請する。

なお、村は、り災者が借入れを希望する際には、「り災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

村及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

４　生業資金の貸付（村）

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

村は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金
　社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。
　なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(3) 母子寡婦福祉資金
　村は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付
　村及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付ける。

５　被災世帯に対する住宅融資（村）
　低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。
(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
(2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
(3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

６　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（村）
(1) 災害弔慰金の支給
　村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給
　村は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

７　災害義援物資、義援金の募集及び配分（村、県）
(1) 義援物資の受入れ
　村、県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。
(2) 義援金受入れと配分
　村、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。
ア　義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。
イ　被害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。委員会に構成機関は県、
　日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他の各種団体の代表者により構成する。
ウ　村、県、日本赤十字社沖縄支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。
エ　義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
オ　受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

８　租税の徴収猶予及び減免等（村、県、沖縄国税事務所）

(1) 地方税の特別措置

村及び県は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア　地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について一部軽減又は免除する。

イ　徴収の猶予

村及び県は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ　期限の延長

村及び県は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から２か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

９　職業のあっせん（村、県、沖縄労働局）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、村と連携して以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

１０　被災者生活再建支援（村、県）

村及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

１１　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建のとって有効な手段であることから、村、県はそれらの制度の普及促進に努める。

第３節　中小企業者等への支援計画

１　農業者への融資対策（村、県）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられており、村は「国頭村農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

第４節　復興の基本方針等
（実施主体：村、県）

１　復興計画の作成（村、県）
村及び県は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

２　がれき処理（村、県）
村、県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

３　防災むらづくり（村）
村は、防災むらづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

４　特定大規模災害時の復興方針等（村、県）
大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

(1) 村の措置
村は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第 3 編　地震・津波編

第 3 編　地震・津波編

第 1 章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食糧・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第 1 節　組織計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、応急対策を実施するための組織は、風水害編　第 1 章　第 1 節　組織計画に定める対策を地震・津波等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、村本部の設置、本部の設置に至らない場合の措置については、次の通り行う。

(1) 村本部の設置

村本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア　県の全域又は、村の地域に、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき

イ　地震又は津波により、県の全域又は、村の地域に重大な被害が発生したとき

ウ　県の全域又は、村の地域に、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき

エ　気象庁が、県の全域又は、村の地域に、震度５強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表したとき

(2) 本部設置に至らない場合の措置

ア　災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

(ｱ) 県の全域又は、村の地域に、気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき

(ｲ) 地震又は津波により、県の全域又は、村の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき

(ｳ) 強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき

(ｴ) 気象庁が、県の全域又は、村の地域に、震度５弱を観測された旨発表したとき

イ　災害対策準備体制

気象庁が、沖縄県内で震度４が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したときは、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

ウ　災害警戒地方本部の設置

災害警戒本部の設置基準に準じて設置する。

【地震・津波の配備体制】

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
第 1 次 配 備 （災害対策 準備体制）	1　気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2　気象庁が、沖縄県内で震度４が観測された旨発表した場合 3　気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合	1　各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2　その他の職員は待機の体制をとる
第 2次 配 備 （災害警戒本部） 〈警戒体制〉	1　県の全域又は、村の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき 3　気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度５弱が観測された旨発表した場合 4　気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合で、特に情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき 5　気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき 6　その他特に村長が必要と認めたとき	1　各部・班の警戒本部要員は配置につく 2　その他の職員は配置につく体制をとる
第 3次 配 備 （災害対策本部） 〈救助体制〉 （非常体制）	1　気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表し、かつ重大な災害の発生する恐れがあるとき 2　地震又は津波により、県の全域又は、村の地域に重大な災害が発生したとき 3　県の全域又は、村の地域に、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき 4　気象庁が、震度５強以上が観測された旨を発表したとき 5　気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき 6　その他特に村長が必要と認めたとき	1　災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく 2　村長が必要と認める場合、全職員が配置につく

第２節　地震情報・津波警報等の伝達計画

１　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。震源にごく近い場合は、強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

２　地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度３以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報*1	以下のいずれかを満たした場合 震度３以上*2 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報*1	震度１以上*2	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード 7.0 以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

*1　気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表。

*2　気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表。

※地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度４以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報、津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

・長周期地震動に関する観測情報

震度３以上が観測されたとき、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

３　津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m＜予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜予想高さ≦10ｍ	10m		
		３ｍ＜予想高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜予想高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類

種　　類	内　　容
津波到達予想時刻・ 予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報
- 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報
- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2ｍ未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区　　域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備　考
大津波警報			
津波警報			
津波注意報	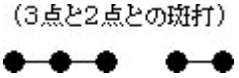	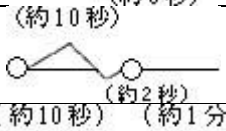	
津波注意報及び津波警報解除	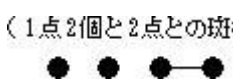	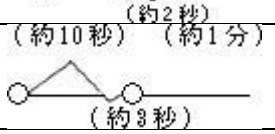	

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

４　津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た市町村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により村民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（6 弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに村民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

５　近地地震津波に対する自衛処置（村）

村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市町村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

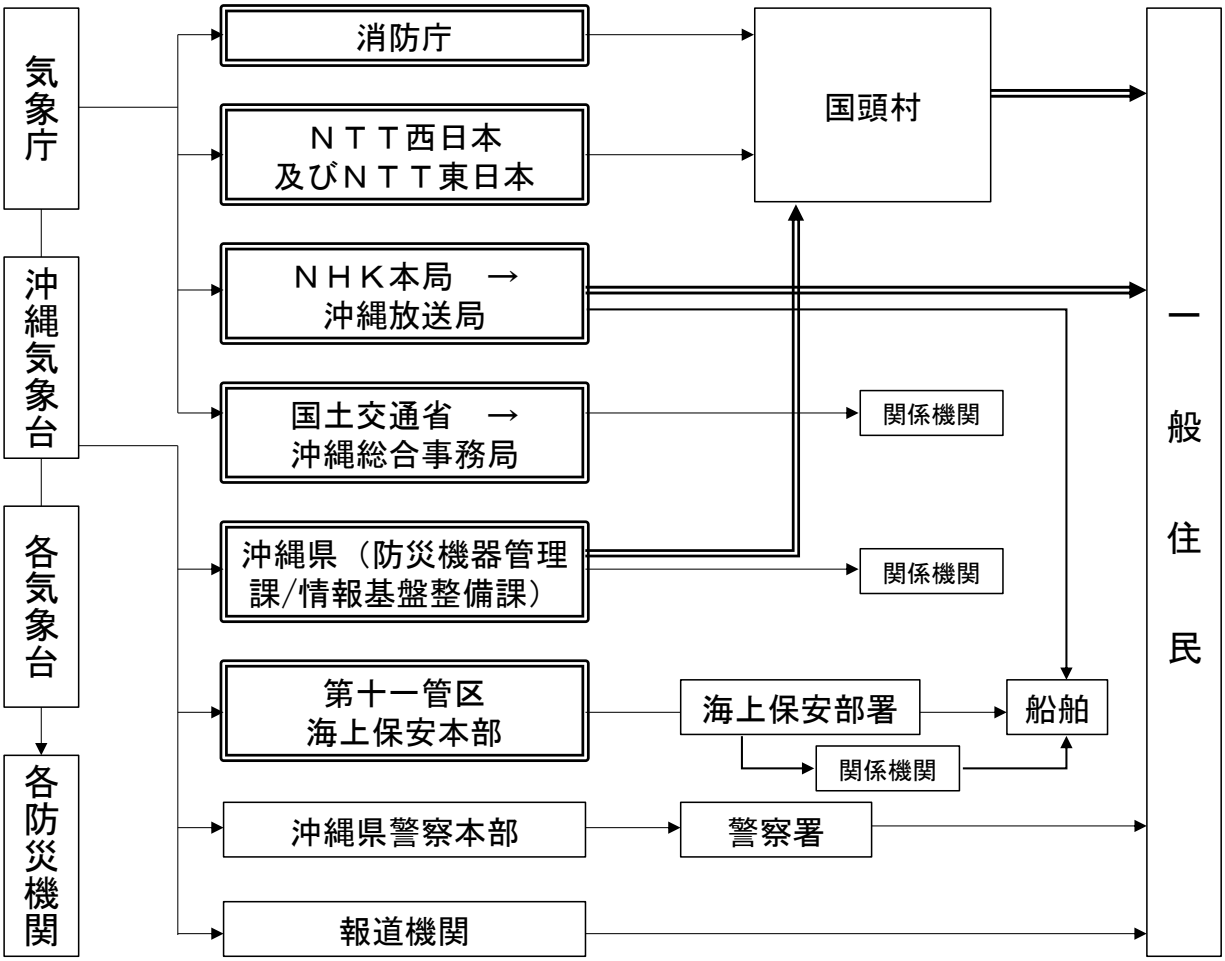

地震情報及び津波警報等の伝達系統図

注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び 9 条の規定に基づく法廷伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第３節　災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、風水害編　第 1 章　第 3 節　災害通信計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第４節　災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、風水害編　第 1 章　第 4 節　災害状況等の収集・伝達計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、村は災害発生時の第 1 次情報の報告を以下の通り行う。

ア　報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
イ　被害の有無に関わらず、地震が発生し、村の区域内で震度５強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
ウ　行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
エ　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第５節　災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、風水害編　第 1 章　第 5 節　災害広報計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、風水害編　第 1 章　第 6 節　自衛隊災害派遣要請計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第７節　相互応援協力計画

大規模災害発生時において本村単独では十分な応急措置が実施できない場合の相互応援協力要請は、風水害編　第 1 章　第 7 節　相互応援協力計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて行う。

第８節　避難計画

第１款　避難の原則

避難の原則は、風水害編　第1章　第8節　第1款　避難の原則に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施する。

第２款　津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、風水害編　第1章　第8節　第1款　避難の原則によるものとする。

１　実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、風水害編　第1章　第8節　第1款　避難の原則　1の実施責任者のとおりとする。

２　避難指示等の発令（村）

避難指示等の運用については、風水害編　第1章　第8節　第1款　避難の原則　2の避難勧告等の運用のとおりとする。

村は、市町村津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

(1) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

(2) 強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

(3) 津波警報・避難指示の伝達に当たっては，走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

３　避難場所等（村）

避難先は、村津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

４　避難誘導（村）

(1) 村民等の避難誘導

村津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

(2) 米軍基地内への避難
　米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定を締結した場合は、米軍基地と連携して、基地へ避難誘導する。

５　船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）
　第十一管区海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

６　避難所の開設・収容保護（村）
　津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、風水害編　第 1 章　第 8 節　第 1 款　避難の原則のとおりとする。

第３款　広域一時滞在
　災害時の広域一時滞在は、風水害編　第 1 章　第 8 節　第 3 款　広域一時滞在に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第９節　観光客等対策計画

　災害時における観光客等の対策は、風水害編　第 1 章　第 9 節　観光客等対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１０節　要配慮者対策計画

　災害時における災害時要援護対策は、風水害編　第 1 章　第 10 節　要配慮者対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１１節　消防計画

　災害時における消防活動は、風水害編　第 1 章　第 12 節　消防計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１２節　救出計画

　災害時における救出活動は、風水害編　第 1 章　第 13 節　救出計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１３節　医療救護計画

　災害時における医療救護は、風水害編　第 1 章　第 14 節　医療救護計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１４節　交通輸送計画

　災害時における交通の確保並びにり災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、風水害編　第 1 章　第 15 節　交通輸送計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施する。

第１５節　治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、風水害編　第 1 章　第 16 節　治安警備計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１６節　災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、風水害編　第 1 章　第 17 節　災害救助法適用計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１７節　給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、風水害編　第 1 章　第 18 節　給水計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１８節　食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、風水害編　第 1 章　第 19 節　食糧供給計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第１９節　生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、風水害編　第 1 章　第 19 節　生活必需品供給計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第２０節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、風水害編　第 1 章　第 21 節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第２１節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、風水害編　第 1 章　第 22 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第２２節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、風水害編　第 1 章　第 23 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

１　震災廃棄物の処理（村、県）

(1) 震災廃棄物処理体制の確保

村は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」又はこれに基づきあらかじめ作成した震災廃棄物処理計画を踏まえて処理体制を速やかに確保する。

村単独での廃棄物処理が困難な場合、村は県より情報提供や技術的な助言等を受ける。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

村が被災した場合、村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、村は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県及び環境省より支援を受ける。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとする。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び村民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

第２３節　住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、風水害編　第 1 章　第 24 節　住宅応急対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第２４節　二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、風水害編　第 1 章　第 25 節　二次災害の防止計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

１　被災建築物の応急危険度判定（村、県）

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

２　被災宅地の危険度判定（村、県）

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

３　降雨等による水害・土砂災害の防止（村、県）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度５強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第２５節　教育対策計画

災害時における応急教育対策は、風水害編　第1章　第26節　教育対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第２６節　危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、風水害編　第1章　第27節　危険物等災害応急対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第２７節　在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、風水害編　第1章　第29節　在港船舶対策計画に定める対策を基本に、地震・津波の特性をふまえて実施する。

なお、津波に対する船舶等の避難は、第1章　第8節　避難計画による。

第２８節　労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、風水害編　第1章　第30節　労務供給計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施する。

第２９節　民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、風水害編　第1章　第31節　民間団体の活用計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第３０節　ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、風水害編　第1章　第32節　ボランティア受入計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第３１節　公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、風水害編　第1章　第33節　公共土木施設応急対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第３２節　ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、風水害編　第1章　第35節　ライフライン等施設応急対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第３３節　交通機関応急対策計画

バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第３４節　農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、風水害編　第 1 章　第 36 節　農林水産物応急対策計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第３５節　米軍との相互応援計画

地震・津波等における在沖米軍との災害協力は、風水害編　第 1 章　第 37 節　米軍との相互応援計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 編　地震・津波編

第２章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧計画
(実施主体：村、県、沖縄総合事務局)

公共施設の災害復旧対策は、風水害編　第 2 章　第 1 節　公共施設災害復旧計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第２節　被災者生活への支援計画
（実施主体：村、県、沖縄労働局）

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、風水害編　第 2 章　第 2 節　被災者生活への支援計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施する。

第３節　中小企業者等への支援計画
（実施主体：村、県）

中所企業者等への支援は、風水害編　第 2 章　第 3 節　中小企業者等への支援計画に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第４節　復興の基本方針等
（実施主体：村、県）

復興計画やまちづくりは、風水害編　第 2 章　第 4 節　復興の基本方針に定める対策を地震・津波等の特性をふまえて実施するものとする。

第３章　南海トラフ地震防災対策推進計画

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（次の 16 市町村）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な援助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第１章から第３章によるものとする。

また、国頭村が南海トラフの指定市町であることや、東日本大震災時の混乱、住民との合意形成の苦慮等による復興計画策定・復興事業着手の遅れの実態を踏まえ、円滑な復興まちづくりを想定し、事前復興計画の策定に努めるものとする。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定市町村

名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、東村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村（以下「関係市町村」という。）

第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

１　建築物、公共施設等の被害軽減

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。

(1) 住宅
(2) 公共建築物
(3) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設
(4) 石油コンビナート施設
(5) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

２　防災施設等の整備

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

(1) 消防施設、消防水利
(2) 病院、社会福祉施設
(3) 緊急輸送道路・港湾・漁港
(4) 非常通信施設・設備

第２節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

１　津波防護施設の整備等

推進地域の河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、水門及び閘門を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、第１章「第２節　地震・津波に強いむらづくり」を推進するものとする。

(1) 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
(2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等
(3) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

２　南海トラフ地震防災対策計画の促進

村及び県は、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定に事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の２種類の情報名で発表。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

３　津波避難計画等の整備

村は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水措定区域を考慮し、避難指示等の判断・伝達、避難誘導等を円滑に実施するための体制や手段等を検討し、南海トラフ地震津波避難計画の策定に努める。

４　救助

村、消防機関、県警察は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、内海トラフ地震救助計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結等に努める。

第３節　防災訓練

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年１回以上実施するように努める。

訓練の方法等は、第１章第３節の「第１款　防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

第４節　関係者との連携協力の確保

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受授計画の策定に努める。

第５節　防災教育及び広報

村、県、防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。

広報、教育の方法等は、第１章第３節の「第２款　地震・津波知識の普及に関する計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

国頭村地域防災計画

昭和 63 年度　初　版	昭和 63 年 7 月　発行
平成 16 年度　改訂版	平成 17 年 3 月　発行
平成 25 年度　改訂版	平成 26 年 3 月　発行
平成 27 年度　改訂版	平成 28 年 3 月　発行
令和 3 年度　改訂版	令和 4 年 3 月　発行

発行　国　頭　村　役　場
編集　国 頭 村 総 務 課